

第4部:

政策から行動へ:

包括的行動計画

第16章. 2010年NPT運用検討会議に向けた パッケージ

運用検討会議の重要性

16.1. 1970年の発効以来、核兵器不拡散条約(NPT)は、不拡散の取組の基礎であると同時に、核軍縮の推進に向けた土台でもあり、また平和目的の原子力開発の権利を保証するものでもあった。締約国の多さは条約の規範力を大いに高め、インド、パキスタン、イスラエル(およびNPTからの脱退の主張が受け入れられる限りにおいて北朝鮮も)を除くすべての国が締約国となっている。他でも述べているように、1960年代に、今頃までには世界には20以上の核武装国が存在することになるだろうと一般的に予想されていたことに反して、大きな成功を収めてきた。しかし、本報告書でもすでに指摘しているように、NPT体制はここ数年、特に、A.Q. カーンの違法ネットワークや北朝鮮の脱退、イランによる概念上および執行上の一部限界に対する試み、NPT上の核軍縮義務に対する大抵のNPT核兵器国の関心の無さにより引き起こされた問題など、大きな試練に直面している。

16.2. NPTは、5年ごとの締約国による会議を規定し、「条約の進捗を検討する」こととなっている。1995年の運用検討・延長会議は条約の効力が継続するべきかどうかを決定しなければならなかったが、結局、条約の無期限延長を決定した。特にこの会議以降、5年ごとの締約国による会議は、1995年の決定の文言を借りると「将来と過去に目を向けて、将来におけるさらなる進捗を追求すべき分野とその手段を特定し、特に、条約の履行を強化し、その普遍性を達成するためになされ得ることを取り上げる」ための重要な機会となった。

16.3. 2000年の運用検討会議は、インドとパキスタンによる核実験と、米国上院の包括的核実験禁止条約(CTBT)批准否決による核軍縮の機運の低下という不幸な背景

の下に開催されたが、核軍縮を促進するための一連の措置(以下で述べられている13の実際の措置)に関して合意が得られたという点で特に成功を収めた。しかし2005年の運用検討会議は、主要な核兵器国による軍縮が明確かつ大幅に後退し、何ら合意に達することができず、全くの大失敗だった。これまでの失地回復を図るというだけでなく、軍縮と不拡散の双方の課題について大幅に前進するという期待が寄せられている中で、2010年5月の運用検討会議は世界の注目を集めている。特に米国政権が交代したことに伴う新たな状況の中で、この期待が現実になるだろうという希望的観測が広がっている。

16.4. この分野に不慣れな者にとっては、この運用検討プロセスそのものは、当惑するほど複雑なものだ。準備委員会のプロセスが3年以上にもわたり、運用検討会議自体には三つの主要委員会があり、それぞれ核軍縮、核不拡散、原子力の平和利用を扱うため、文字通り数百もの作業文書と競合する文言案と格闘することになる。このため比較的少ない数の本質的な重要事項に合意することを主要目標として、関心事項に優先順位をつけることが重要だ。この主要目標以外の多くの事項が議論され、決定案の対象となる一方で、2010年においては以下で議論される3分野において合意を達成することに優先的な関心が払われるべきと考える。第一に、軍縮に関する「新たなコンセンサス」宣言。第二に、NPT不拡散体制およびIAEAの強化を図るための新たな具体的措置。第三に、1995年の中東に関する決議の進展と非核兵器地帯の強化のための方策。さらにこの機会を捉え、2010年4月のサミットで核セキュリティに関する課題について得られる機運を、どのようなものであれ強固なものとし、平和目的の原子力の開発を支援する国際的なコミットメント全般を明白に再確認するべきだ。

16.5. 2010年の運用検討会議までの間、達成可能と思われる事項の感触を探り、その期待を高めるために、後述の第17章で特定されている「2012年までの短期的行動計画」の関連事項をできるだけ多く行動に移すべく努力することが重要である。これらに含まれるのは、配備戦略兵器を大幅に削減するSTART後継条約に関する米露の早期合意、北朝鮮およびイランの状況の解決に向けた努力、ジュネーブでの核分裂性物質生産禁止に関する交渉の本格的開始、2010年4月に予定のオバマ大統領主導のサミット

において議論されるテロリズム対策および関連する核セキュリティ問題についての重要な進展だ。

軍縮に関する「13の实际的措置」を更新する

16.6. 新アジェンダ連合（早期の核軍縮を望む7カ国からなる）のイニシアティブで2000年のNPT運用検討会議の最終文書の一部として採択された「13の实际的措置」は、2010年に再確認されるべき価値のある重要な公約であった。2005年会議の失敗の大部分は、米国が（フランスの公の支持とロシアの隠れた支持を受け）いかなる形でもこの公約を再確認することを支持しようとしなかったためといえる。これはなんら驚くに値することではない。ブッシュ政権は、2001年にはCTBTの批准を追求せず、2002年にはABM条約を破棄し、同年に（ロシアの黙認の下で）核兵器起源の物質の検証に関するIAEA・米露の三者によるイニシアティブを中止し、2004年には検証可能ないかなる核分裂性物質生産禁止条約も支持しないという決定をしていたからだ。

16.7. より前向きな新しい今の雰囲気の中で、2010年に向けて何が合意できるのかを考える際、2000年の文書を変更なしに再確認することを主張しているようなNPT締約国は、いたとしてもごくわずかであることに留意すべきだ。交渉された当初の文言の多くはまだ重要かつ適切だが、一部は時代にあっておらず、文書全体は考えられているほど焦点がはっきりせず、わかりやすいように整理されたものでもない。本委員会はこの文書を検討した上で、以下に続く段落で20項目からなる「核軍縮のための行動に関する新たな国際的コンセンサス」の採択を提案している（Box 16-1を参照）。本委員会は、この提案（および本レポート内にあるその他の勧告）の作成に当たって、運用検討会議にすでに提示されている勧告案のみならず、国際的な議論のために最近示された多くの重要な提案も考慮している。これには、潘基文国連事務総長による2008年10月の「5項目提案」や日本の中曽根弘文元外相による2009年4月の「世界的核軍縮のための11の指標」などが含まれる。

16.8. 我々は、この提案の関連する部分については、NPTの枠外に留まり続けるインド、パキスタン、イスラエルの三つの核武装国に適用されるよう、また、これら3カ国によって受け入れ可能なように提案する。本委員会は言うまでもなく、これらの国々がNPTに加入しないことに対する多くのNPT締約国の強い感情を認識しており、その実現が仮に可能なのであれば条約の普遍化が明らかに望ましいこともわかっている。しかし周知の問題は、これら非締約国が条約に加入することはなく、仮にあったとしても、それは核兵器国としてであり、そしてどのNPT締約国もこれらの国を非核兵器国としてしか受け入れない、ということだ。この現実を踏まえれば、ここで最も重要な直近の目標は、他の部分と同様、核兵器のない世界を達成するという目的のために、このように入り口で膠着状態に陥ることではなく、核軍縮および核不拡散の両方で「部屋の外にいるゾウ」がNPT締約国と同様の義務を事実の上で受け入れることをできる限り確保することだ。

16.9. **2000年の最終文書から維持する価値のある文言** 2000年の最終文書での関連段落番号を参照すると、CTBT発効の「重要性および緊急性」(#1)は当時から増す一方で、発効までの間、核実験モラトリアムを維持する必要性(#2)も同様のことが言えるだろう。核軍縮、軍備管理、削減措置に対する不可逆性の原則(#5)は、その執行は容易ではないものの、重要な基本原則に変わりはない。「核兵器の全面廃絶を達成するという明確な約束」(#6)は、引き続き軍縮に向けた取組全体の出発点である。核兵器国が取る六つの具体的軍縮措置(#9)は引き続きすべて適用可能であり、いかなる新たな宣言においても中心的な要素であるべきであるが、文言の一部をより明確にし、また、NPT非加入の核武装国にも潜在的に適用可能とすることができる。余剰核分裂性物質を国際管理下に置く必要性は従来のものである(#10)。究極的目標を「全面完全軍縮」(#11)とするのは、現実世界においては常にやや空想的であるが、NPT第6条で明確に規定されており、国際社会が切望していることには変わりがない。情報提供義務(#12)は依然として適切であるが、情報の範囲を広げることも可能だろう。検証能力のさらなる開発(#13)は引き続き必要だ。

16.10. **修正および新たな文言が必要** 2000年の文書における軍縮会議(CD)での核分裂性物質生産禁止条約交渉への言及(#3)は、今や最近の進展を反映する必要がある

り、これに続く核軍縮におけるCDの役割への言及についても同様のことが言える。米露の条約交渉に対する言及(#7)は、2002年の米国によるABM条約からの脱退により事実上START IIが無効となっており、もはやあてはまらない。また、検証に関する三者によるイニシアティブ(#8)がすでに終了していることから、この問題をさらに取り上げるには異なる文言が必要となる。これ以外は、多くの課題について、誤りを正すということとは全く異なる新しい文言が適切であると本委員会は考える。特に、長期的、あるいは究極的な軍縮目標や直近の短期的な目標だけでなく、2025年までに「最小化地点」を達成するという中期的な目標として本委員会が提示するものに対しても、体系的に関心と取組を集中させ始める必要がある。他の部分、特に第18章でも議論されているが、この「最小化地点」は、核兵器の数が非常に少ないのが特徴で、核政策の重大な変更(核兵器の役割を劇的に制限する)とそれに伴う核戦力態勢の変更(核兵器の役割を周縁化する核政策を現実の上でも確実にする配備、発射態勢など)をとまなう。また、第17章でさらに議論されるように、NPT非核兵器国、または少なくともNPTの義務を遵守しているNPT非核兵器国に対しては、核兵器を使用しない、という強固な消極的安全保証は、核兵器への依存を減らしていくことを証明する重要な方法であり、いかなるものであれ新しい宣言には、それが組み込まれるべきであると考ええる。

16.11. **20項目からなる新たな行動宣言** 本委員会は2010年5月のNPT運用検討会議での検討のために、これらの様々な要素をまとめた以下のBox 16-1の宣言案を提案する。この提案は、新アジェンダ連合による2000年の提案の際と同じ様に、賛同国グループとの交渉プロセスで取り上げて、特に5NPT核兵器国の支持が当然必要になる。宣言案には、本報告書の他の部分で提示している本委員会の勧告ほど強い文言ではない部分もあるが、すべてが一度に受け入れられる必要はないのだ。この宣言案の採択を求める主な目的は、この段階でNPT締約国やそれ以外の国に対する拘束力を持つ法的義務を創設することではなく、むしろ、この手の文書が常にそうであるように、今後進むべき大きな方向性と各国が行うべきことについて規範性のあるコンセンサスを生み出し、それ以外の行動を選択する国は政治的に高くつくようにすることである。

BOX 16-1

「核軍縮のための行動に関する新たな国際的コンセンサス」

2010年5月の核兵器不拡散条約運用検討会議における締約国は以下に同意する：

目的：核兵器のない世界

1. 第6条の下ですべての締約国が約束した核軍縮につながるような、核軍備の全面廃絶を達成するための核兵器国による明確な約束を再確認すること
2. NPTを締約していない核武装国が、究極的に核兵器の全面廃絶を達成するための同様の約束を行い、また核兵器の実験、取得、核攻撃に対する防御以外の目的での核兵器の使用または使用の威嚇を禁じる普遍的かつ拘束力のある規範を承認する必要性

主要構成要素：核実験の禁止および核分裂性物質の制限

3. 包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効を達成するために、遅延のない、無条件の、そして憲法上の手続に則った署名および批准の重要性および緊急性
4. CTBT発効までの間、核兵器の実験的爆発あるいはその他の核爆発のモラトリアムの継続
5. 条約の検証体制を更に発展させるためのCTBTO準備委員会に対する支援の継続および強化の必要性
6. 核兵器またはその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する、差別的でなく、国際的・効果的に検証可能な多数国間条約を軍縮会議において交渉し、早期に妥結する必要性
7. この条約の妥結までの間、すべての核兵器国およびその他の核武装国が兵器用核分裂性物質生産モラトリアムを宣言し、または維持する必要性
8. すべての核兵器国およびその他の核武装国が、軍事用に必要ないものとして指定した核分裂性物質を、平和目的のために処理するために、IAEA検証措置またはその他の関連する国際的な検証制度の下に置く必要性

核軍縮に向けた具体的措置

9. すべての核兵器国およびその他の核武装国が、国際の安定および安全を促進する

方法で、かつすべての国の安全保障を減じないという原則に基づいて、その核保有量を増加させないことを早期に約束し、核軍縮を達成するために必要な一方的、二国間または多国間のあらゆる措置をとる必要性

10. 可能な限り早期に、そして遅くとも2025年までに、世界が中期的に達成すべき事項を以下のとおり中間目標として設定する必要性
 - (a) 規模、役割、配備状況の如何にかかわらず、すべての核兵器数を2010年の時点で存在するもののごく一部にまで削減する。
 - (b) 核兵器を保有するすべての国の核政策において、他国による核兵器の使用を抑止するという唯一の目的に基づき、核兵器の先制不使用を明確に約束する。
 - (c) 核兵器の配備および警戒態勢がこの核政策と完全に整合的なものとする。
11. あらゆる種類の核兵器の大幅な削減に合意し、そのような削減を継続する努力を維持するに当たって、最大の核兵器数を保有する核兵器国のリーダーシップと、これら核兵器国間の協力が特に必要であること
12. すべての核兵器国およびその他の核武装国が、核保有量を削減するためのさらなる努力を行い、そして、研究、相互の戦略対話および軍縮会議における準備作業を通じて、多国間軍縮交渉のための地ならしをするために早期に行動する必要性
13. 核兵器が使用される危険を最小化し、核兵器の全面廃絶のプロセスを促進するために、核兵器国およびその他の核武装国が、安全保障政策における核兵器の役割の低減を可能な限り早期に受け入れ、かつ宣言する必要性
14. 核兵器国およびその他の核武装国が、国連安全保障理事会がNPTを遵守していないと断定していない非核兵器国に対して核兵器を使用しないという明白な消極的安全保証を、安全保障理事会によって支持される形で、可能な限り早期に与える必要性
15. 核兵器国およびその他の核武装国が、核軍縮過程のそれぞれの段階で、可能な限り、核兵器システムの運用状態に関連する具体的措置を取る必要性、特に、発射決定時間を延ばし、また、段階的に偶発的なまたは誤判断による発射の危険を段階的に低下させる必要性

透明性

16. 核兵器国およびその他の核武装国が、軍備管理条約の実施において、また核軍縮

のさらなる進展を支えるための自発的な信頼醸成措置として、核兵器能力に関する透明性を高める必要性

説明責任

17. 相当の原子力計画を有するすべての国が、関連する国連機関に対し、強化されたNPT運用検討プロセスの枠組みの中で、核軍縮・不拡散の義務とその取組を定期的に報告し、核兵器国およびその他の核武装国の場合には、その報告にその核保有量、軍事用に必要としない核分裂性物質および運搬手段を含めること

検証

18. 核兵器のない世界を達成し、維持するための核軍縮協定の遵守を保証するために必要となる検証技術のさらなる研究と開発を行うこと

不可逆性

19. 核軍縮、不拡散およびその他の関連の軍備管理・軍縮措置に適用される不可逆性の原則

全面完全軍縮

20. 核軍縮プロセスにおける各国の最終目標が実効的な国際管理の下での包括的で完全な軍縮であることを再確認すること

NPTおよびIAEA強化のための具体的措置

16.12. NPTの規制体制および同体制が制度的支柱として依存しているIAEAを強化するための措置は第9章で十分に扱っているが、2010年の運用検討会議で最も有効的に支持を得られる可能性がある措置の概要を以下に挙げる。

16.13. 保障措置および検証については、すべての国が追加議定書の適用を受け入れることが最も必要とされる。普遍化を進めるためには、すべての国が、追加議定書の受入れを原子力関連輸出の条件とすべきだ。

16.14. 遵守および執行については、NPTから脱退する国に対処するための集団的措置を強化することへの合意が最も必要とされる。すなわちNPT運用検討会議は、脱退国

はNPTの締約国であった間に獲得した原子力物質、設備および技術を平和目的以外の目的で使用できないことを宣言し、NPTからの脱退は原則として国際の平和と安全に対する脅威として見なされることを明確にするよう安全保障理事会に勧告し、そしてそのような脱退の後も保障措置協定が引き続き適用されることを原子力関連輸出の条件とするよう各国に勧告すべきだ。

16.15. IAEAの強化については、同機関が与えられた機能を十分かつ効果的に果たすためには、セディージョ委員会が2008年の「2020年までおよびそれ以降のIAEAの役割」で勧告したように、実質成長ゼロという制限を無くし、また、通常予算以外の拠出金に対する重要な機能の依存度を減らすように、通常予算を大幅に増額することが最も必要とされる。

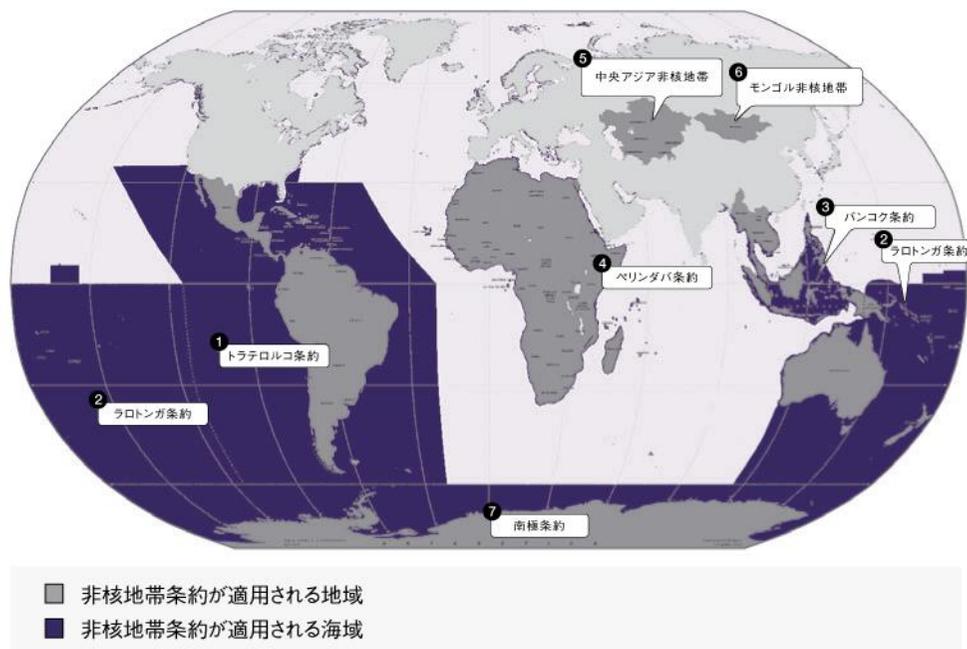
中東および非核兵器地帯

16.16. これまでの運用検討会議は、非核兵器地帯(NWFZ)の創設およびさらなる進展を強く支持してきており、今や世界6地域——ラテンアメリカおよびカリブ海地域、南太平洋、東南アジア、中央アジア、アフリカ、そして事実上の南極(そのように呼ばれてはいないが)——で非核兵器地帯が実現している。その効力と特徴はそれぞれ異なるが、これら地帯は、一般的に特定の地域内で、核兵器の実験、配備、開発、使用が禁止され、そして核兵器国が、域内国への核兵器の使用または使用の威嚇を放棄することを誓約する議定書も伴っている。本委員会は、すべてのNPT核兵器国がすべての地帯の議定書を署名・批准し、また、同様にその他の核武装国のすべてが(NPT非締約国である限り)これら地帯に対して個別に消極的安全保証を提供することを強く推奨する。

BOX 16-2

非核兵器地帯

非核兵器地帯、非核の地位、非核兵器地理的地域の区分け



非核兵器地帯

1. 1967年のラテンアメリカおよびカリブ核兵器禁止条約(トラテロルコ条約)
2. 1985年の南太平洋非核地帯条約
3. 1995年の東南アジア非核兵器地帯条約
4. 1996年のアフリカ非核兵器地帯条約
5. 2006年の中央アジア非核兵器地帯条約

非核地帯を設立する条約は、特に各地帯の各域内での核兵器を禁止しており、これには核兵器の取得、保有、配置、実験、使用の禁止が含まれる。

非核の地位

6. 1992年にモンゴルは非核兵器の地位を宣言し、これは、国際的に認められ、特に同国領域内での核兵器の取得、保有、配置、実験、使用を禁止している。

非核兵器地理的地域

7. 1959年の南極条約は、特に南極大陸での軍事的性質の措置を禁止しており、これには核兵器実験が含まれる。

出展: 国連軍縮部

16.17. 本委員会は、非核兵器地帯が核不拡散および軍縮に大いに寄与してきており、今後も寄与し続けると考えている。顕著な例としては最も古く、多くの点で一番本質的かつ成功を収めているラテンアメリカおよびカリブ非核兵器地帯で、これは1967年採択のトラテロルコ条約で創設されたものである。核兵器に対してこの条約が規範的制約を構築し強化することに貢献してきた役割は少なくない。これら地帯に参加した国はNPTの下での取組を補強し、隣国に対して明白に示されたこの第二段階の取組によって、不拡散義務が支持されていることを確実にし、遵守しない国に対する抵抗の予見性と厳しさが増している。本委員会は、世界で現在非核地帯となっていない地域にこのような地帯を創設するためのいかなる努力も支持する。

16.18. この点に関し、最近の関心は、長年そうであったように、中東非核兵器地帯構想またはより対象範囲の広い中東非大量破壊兵器地帯構想に払われている。1995年のNPT運用検討・延長会議においては、このような地帯の構築に向けた現実的な措置を求めた決議に合意したが、この合意は、NPTの無期限延長という当時の決定を実現する上でまぎれもなく必須の要素であった。2010年の運用検討会議において、この点でさらなる有意義な進展を図ることは同様に重要だ。ただし、より広い文脈で、中東和平のプロセスの動きが全体として停滞したままの状況が続くならば、これは困難になる。

16.19. 本委員会は、この関係で、1995年の中東に関する決議を履行するための新しい重要な努力がなされることを支持する。特に、国連事務総長が、すべての関係国による会議を招集し、そのような努力を行うための創造的で斬新な方途を検討することを支持する。そのような方途には、域内のすべての主要国が受け入れられる信頼醸成措置の特定が含まれる。また、これを促進するために、他の非核兵器地帯の経験に明示的に依拠しながら、早期の協議を開始すべきだ。このような取組を導く特別代表が任命されるべきだ。非核兵器地帯条約の交渉とその発効までの道のりが長くなることは誰もがわかっているが、そのような合意の前提条件と合意に含まれるべき基本要素は、今から討議することが可能であり、そうすべきだ。

16.20. イスラエルがその抑止力を認めることを躊躇し、またアラブ諸国がパレスチナ問題が未解決な状況で関係正常化に消極的であることに起因する双方の主張や交渉戦術が、この種の会議の招集と、会議後に続くことが期待される取組を妨げてきた主な障害となっている。しかし核兵器の不均衡は長期的には維持できないことを踏まえれば、地域の敵対関係や不安定性の原因としての核拡散を取り除くことがすべての国の利益になることは明らかである。ラテンアメリカ、南太平洋、最近ではアフリカでの非核兵器地帯の経験は、この考えを完全に実証している。軍縮と平和は平行して追求されなければならない。

16.21. 会議に参加することは、イスラエルの核のあいまい政策の終了を、直ちに、そしてある論者が主張するように時期尚早に求めるものではない。(イスラエルにかかわる「あいまい政策」の問題は第17章のパラグラフ17.33-38で詳細に論じられている。)これまでのイスラエル政府は、符号化されたような言葉で、中東で持続可能な平和が達成されればその核兵器(および備蓄核分裂性物質)を廃棄し、非核兵器地帯に参加する用意があることを示唆してきた。その抑止力の構築をもともと正当化してきた存亡にかかわる脅威が起こるような恐れは、イスラエルの通常兵器の優位性を考えればもはやあるとは思えない。さらに、同地域においてイスラエルを徹底的に拒否する国はもはや存在しない。各国は様々な時期に、特定の条件が満たされれば、イスラエルの承認とイスラエルとの国交正常化および協力の可能性を示してきた(特に、2002年に当時のサウジアラビアのアブドゥラ皇太子が最初に提案し、2007年のアラブ連盟サミットで再度支持されたアラブ平和イニシアティブの文脈で)。イランでさえも、パレスチナ住民の大多数がイスラエルとパレスチナの二国家解決策を受け入れるならばその決定を尊重すると表明している。同地域の関係国はすべて国連加盟国であることから、国連事務総長が主催する会議への関係国の参加を正式に妨げるものはないはずである。本委員会は、関係国が参加すべきと考える。

2010年運用検討会議における優先事項の勧告

41. 以下が、2010年NPT運用検討会議の主要優先事項となるべき。

- (a) **核軍縮に向けた行動**:2000年に合意された「13の実際の措置」を更新・拡大した20項目からなる「核軍縮のための行動に関する新たな国際的コンセンサス」(Box 16-1参照)への合意。
- (b) **保障措置と執行の強化**:以下についての合意。
- すべての国が追加議定書の適用を受け入れ、また、普遍化を進めるために、追加議定書の受け入れをすべての国の原子力関連輸出の条件とする。
 - NPTから脱退する国は、NPTの締約国であった間に獲得した原子力物質、設備および技術を平和目的以外の目的に使用できないことを宣言する。
 - 安全保障理事会が、いかなる脱退も原則として国際の平和と安全の脅威として見なされることを明確にするよう勧告する。
 - そのような脱退の後にも保障措置協定が引き続き適用されることを原子力関連輸出の条件とするよう各国に勧告する。
- (c) **IAEAの強化**:セディージョ委員会が2008年に勧告したように、実質成長ゼロという制限を無くし、また、通常予算以外の拠出に対する重要な機能の依存度を減らすために、通常予算を大幅に増額することについての合意。
- (d) **中東非大量破壊兵器地帯**:国連事務総長が、1995年の中東に関する決議を履行するための創造的かつ斬新な方途(地域のすべての主要国が受け入れられる信頼醸成措置の特定を含む)を検討することを目的に、すべての関係国による会議を早期に召集すること、およびこれを促進するための早期の協議を開始することについての合意。
- (e) **核セキュリティ**:すべての国による、2005年の改正核物質防護条約および最新の国際基準の受諾、協調的脅威削減プログラムおよび関連プログラムの世界的実施の加速、並びに国際的な能力開発・情報共有に対するより強いコミットメントを含め、核物質および関連施設の防護を強化するための更なる手段を講じることについての合意。
- (f) **原子力の平和利用**:平和目的のための原子力の利用は、引き続きNPTの根本的な目的の一つであること、また、開発途上国が人的な開発のために平和目的の原子力を十分活用できるよう支援するために、IAEAの技術協力プログラムを通じたものも含め、一層多くの財源を提供すべきことについての合意。

第17章. 2012年までの短期的行動計画: 初期の指標を達成する

BOX 17-1

2012年までの短期的行動計画

核軍縮

- 戦略兵器削減条約 (START) の後継条約を早期妥結。また、米露が、配備中の戦略兵器に関し大幅な削減に合意するとともに、戦略ミサイル防衛の問題に対処し、すべての兵器区分における更なる大幅削減を目指した交渉を開始する。
- 核政策に関する早期の進展。少なくとも、すべての核武装国は、保有する核兵器を維持する唯一の目的は、他国が、自国またはその同盟国に対して核兵器を使用することを抑止するためであるということ宣言する。(同時に、当該同盟国には、特に生物・化学兵器を含め、その他の兵器による容認できない危険にさらされることはないという強固な保証を供与する。)
- すべての核武装国は、NPTを遵守している非核兵器国に対して、核兵器の使用は行わないという明確な消極的安全保証を、拘束力のある安全保障理事会決議に裏付けられた形で供与する。
- 核戦略態勢に関する早期の行動。とくに、交渉を通じて、警報即時発射態勢から兵器を可能な限り除去することに焦点をあてる。
- すべての核武装国による核兵器保有量を増強しないことへの早期の約束。
- すべての核武装国は、関連研究を行い、米、露との戦略対話および相互の戦略的対話を進め、そして、軍縮会議の作業計画の枠内で共同対話を開始することによって、多国間軍縮プロセスに向けた準備を行う。

核不拡散

- 2010年5月のNPT運用検討会議における前向きな成果。NPT締約国は、改善した保障措置と検証・遵守・執行措置を含むNPT体制を強化する措置、IAEAの有効性を強化するための措置、核軍縮問題に関する「核軍縮のための行動に関する新たな国際的コン

センサス」の宣言、そして中東その他の現行の、または提案されている非核兵器地帯の実施を促進する方途について合意を目指す。

- 北朝鮮およびイランの核計画問題の交渉を通じた満足のある解決。
- NPT枠外の不拡散体制強化に向けた動きと、NPT非締約国に対する同等の規則の適用。

核軍縮・核不拡散

- 包括的核実験禁止条約(CTBT)の発効。
- 兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)交渉の妥結。

核セキュリティ

- 2005年の改正核物質防護条約を発効させ、世界中の危険な核兵器・核物質・核技術の安全確保を目的した協調的脅威削減プログラムとその関連プログラムの世界的実施を加速し、国際的な能力開発・情報共有に向けたより確実な取組の実現を図る。

核エネルギーの平和利用

- 核燃料サイクルの多国間管理、民生用原子力の拡大に伴うあらゆる危険を軽減するための拡散抵抗技術に関する官民の協力およびその他の措置に向けた動き。
- 3S、すなわちsafeguards(保障措置)、security(セキュリティ)、safety(安全)の重要性に関する意識を国際的に高めるために、原子力の基盤整備に関する国際協力を推進し、関心国による関連措置の整備を支援する。

短期的目標を定義する

17.1. 短期的期間を定義し、計画する NPT運用検討会議の成功こそが最優先の短期的目標だ。そのためには前章でも述べているように、会議開催までの残された期間に、問題を特定し、コンセンサスを構築するための核兵器国・非核兵器国双方による一連の力強い取組が必要とされる。しかし本報告書の目的においては、この会議が開催される2010年5月を越えて2012年までの期間を短期的期間と定義することとする。これは現在のオバマ米政権とメドベージェフ露政権の任期が満了する年であり(モスクワ条約が失効する年でもある)、進展度を評価するにふさわしい年であるという理由も部分的にはあ

るが、より重要な点として、後述するような核軍縮・不拡散の分野での多くの措置には緊急性を与えることは重要だが、同時にこれらの実現には数カ月以上の期間が必要となるからだ。

17.2. 短期的期間の終了を認識し、達成された成果を評価し、将来の方向付けを行う上での一つの方途として考えられるのは、2012年後半に国連軍縮特別総会(SSOD)を開催することかもしれない。過去3回(1978年、1982年、1988年)の総会は、いつもの対立する国家間の立場の違いによる衝突が繰り返されたことによって大失敗に終わった。こうした国際的に重要な機会が生産的となるか、あるいは非生産的または逆効果となるかは、常に議論的となる。しかし加盟国の包括性と政治的正当性という特性を持つ国連総会は、最も良い状況では国際的規範を設定する極めて重要な組織であり、2012年に国連軍縮特総を開催することは、核軍縮の可能性についての新しい楽観的な気運をとらえて、それをもとに事を進めるには、非常に時宜を得ているかもしれない。また、こうした総会の準備を開始するための公式な仕組みは、全会一致で採択された2008年の国連総会決議の中で言及されている。

17.3. 過去の経験によれば、そのような総会を効果的に準備するためには2年ほどを要するので、2012年下半年に開催するかどうかの決定は2010年中盤まで延ばすことができよう。本委員会はこのような方向に進むことを望んでおり、そうすることによって、2010年運用検討会議の結果を検討できるし、開催に必要な財源や労力を正当化するのに十分な機運があるかどうかとも判断できよう。

17.4. **核軍縮の目標** 本委員会は、以下に述べる四つの核軍縮に関連する明確な目標を2012年までの短期的期間に追求すべきと考える。第一に、米露がSTART後続条約を早期妥結する。それに伴い米露は、配備された戦略兵器の削減に合意し、戦略ミサイル防衛の問題に真剣に対処し、そしてすべての兵器区分における更なる大幅削減を目指した交渉を開始する。第二に、すべての核武装国が関連研究を行い、米露との戦略対話と相互の戦略的対話を進め、そして核兵器保有量を増強しないことを約束することによって、多国間核軍縮プロセスに向けて準備する。第三に、核武装国は、保有する

核兵器を維持する唯一の目的は他国が自国またはその同盟国に対して核兵器を使用することを抑止するためであると宣言し、NPT非核兵器国に対して核兵器の使用は行わないという明確な消極的安全保証を与えることにより、核政策について早期の進展を見る。第四に、特に、警報即発射態勢から核兵器を除去することに重点をおいて、核戦力態勢に関して早期に行動する。

17.5. **核不拡散の目標** 不拡散に関する短期的な最優先目標は、2010年5月のNPT運用検討会議における前向きな結果であり、NPT締約国が、改善した保障措置と検証・遵守・執行措置を含めたNPT体制を強化する措置、IAEAの実効性を強化するための措置、核軍縮問題に関する「核軍縮のための行動に関する新たな国際的コンセンサス」宣言、そして中東およびその他の地域の現行の、または提案されている非核兵器地帯（第16章を参照）の実施を促進する方途についての合意を達成することだ。本章で後述するように、不拡散上最も緊迫した北朝鮮とイランの問題については、本委員会は、その過程において多くの困難を伴うかもしれないが、交渉を通じた満足のいく解決が図れると信じる。

17.6. 短期的に更に重要なのは、世界中の危険な「管理のずさんな」核兵器・核物質・核技術（第13章を参照）をテロリスト等が悪用するのを阻止するための協調的脅威削減プログラムと関連プログラムの世界的実施を促進し、そして少なくとも、核燃料サイクルの多国間管理や、民生用原子力（第14章および第15章を参照）の拡大に伴うあらゆる危険を軽減するための拡散抵抗技術に関する官民の協力等の措置に向けて一定の前進を図ることだ。より困難ではあるが同様に重要なのは、NPT以外の不拡散規則等を強化する方途を模索することだ。とりわけ、近い将来においてNPTを受諾する可能性は低いが、より広い利益のためにその核計画を実効的な保障措置の下に置く必要があるNPT非締約国（インド、イスラエル、パキスタン）を抱擁できるようにする必要がある。（第10章を参照）。

17.7. **不拡散・核軍縮の構成要素** 包括的核実験禁止条約（CTBT）（第11章を参照）の早期発効と兵器用核分裂物質生産禁止条約（FMCT）（第12章）に関するジュネーブ

交渉の早期履行の重要性については、本報告書の中で何度も強調しているが、CTBTの発効は米上院での承認と米国以外の8カ国(中国、エジプト、インド、インドネシア、イラン、イスラエル、北朝鮮、パキスタン)による批准が待たれており、またFMCTの交渉はまだ開始されていない。もう1つの優先項目は、長年懸案となっているが、ほとんど注意が払われていない核軍縮・不拡散に伴う費用負担を平等に分け合う方途を模索することであり、これについては18.26において後述する。

核兵器数を削減する:米露のリーダーシップ

17.8. まずは、世界にある核弾頭の95%以上を保有する二大核兵器国がリーダーシップを発揮することが不可欠であろう。この分野では、これまでも多くのことが行われてきたが、更に多くのことが成されなければならない。戦略攻撃能力の劇的な削減は、1991年に妥結された戦略兵器削減条約(START)によって始まった。この条約では、米ソそれぞれが6000発以上の核弾頭を配備することを禁止し、これらの弾頭は、合わせて最大1600機となるICBM(大陸間弾道ミサイル)、SLBM(潜水艦発射弾道ミサイル)、爆撃機に分配されることとなり、結果として当時存在していた戦略核兵器の約80%の削減となった。

17.9. 2009年12月5日に失効を迎えるSTARTは、2002年に、モスクワ条約としてより一般的に知られる戦略攻撃能力削減に関する条約(SORT)により補完された。この条約の下で両国は、「戦力兵器の構成と構造は自国で決定する」ことができるものの、戦略核弾頭の上限配備数を更に1700~2200発に制限することに合意した。目標とされた削減数の規模(実際に本条約に基づいて削減が行われた)および運搬システムは含まず核弾頭のみ焦点をおいたという革新性という観点から意義はあったにもかかわらず、SORTは、検証に関する条項が何もなく、配備から解除された兵器を廃棄するとの要件もなく、さらには削減目標は条約が失効する2012年12月31日までに達成すればよいとされていたことから批判されてきた。

17.10. これらの条約やそれぞれの一方的な決定による追加的措置によって前進はあったが、それでも両国が保有する使用可能な核弾頭の総数は依然として膨大で、米国は約9400発強、ロシアは約1万3000発を保有している。現在入手できる最高の推定に基づくこれら数値の内訳は以下の通りである(すべてではないが一部は公開されている)。

米国の保有する9400発の核弾頭の内訳:

- 実戦配備された戦略核弾頭数: 約2200発
- 実戦配備された「準戦略」核弾頭数: 約500発
- 備蓄核弾頭数: 約2500発(うち、約500発は「準戦略」核弾頭)
- 解体待ちの核弾頭数: 約4200発

ロシアの保有する1万3000発の核弾頭の内訳:

- 実戦配備された戦略核弾頭数: 2800発近く
- 実戦配備された「準戦略」核弾頭数: 約2000発
- 備蓄されたまたは解体待ちの核弾頭数: 推定8150発(うち、約3400発は「準戦略」核弾頭)

17.11. 2009年4月のプラハでのオバマ大統領の構想力のあるスピーチ、同年7月のモスクワにおけるオバマ大統領とメドベージェフ大統領の首脳会談の合意を受けて、モスクワ条約の柔軟的な面とSTART(第一次戦略核兵器削減条約)の厳しい検証措置とより少ない数の核弾頭および関連運搬手段とを組み合わせ、STARTを更新し拡大する後続条約についての交渉が現在進行中である。首脳会談で発表された共同理解においては両国の保有する核弾頭数を1500~1675発、運搬手段を500~1100機に設定されるとし、これらの制限の範囲内でより具体的な数値を交渉の過程において合意するとの考えを示した。

17.12. これらの低い方の数値で迅速な合意が達成され、米露双方が配備された核弾頭数を各々1500発に削減する取組を2010年に開始したとしても、世界が核兵器廃絶に向けて真剣に取り組むならば、準戦略兵器、備蓄核弾頭、解体待ちの核弾頭を含むす

すべての核弾頭数を2025年までに達成されなければならないと我々が主張する水準(次章参照)にまで削減するためには、依然として大変な作業が残されていることになる。軍縮プロセスが進展するにつれて、特に戦略ミサイル防衛や通常兵器不均衡といった多くの難しい問題が交渉をより複雑なものとするため、本委員会が定義した短期的枠組みにおいて、二国間で更なる重要な合意が達成できるという見込みは小さいが、進行中のより広い分野を扱う戦略対話の文脈で、こうした大幅な削減に関する議論がSTART後継条約の妥結後も途絶えることなく継続されることが極めて重要だ。

17.13. この後継条約の実施が加速化されれば、こうした大幅な削減の達成はより容易になるだろう。START I条約は2009年12月に失効する予定で、そもそも後継条約の交渉のために許された時間は短かった。その結果、後継条約の下で提案されていると予想される核弾頭削減総数(現行の配備された戦略核戦力の水準からみて最大で核弾頭で700~1100発、運搬手段で150~600機)は、予定されている7年という実施期間や10年という条約の有効期間を考慮した場合、本委員会としてみればあまりにも控えめな目標だ。START Iの下でその実施期間の7年間で両国がそれぞれ4000~6000発の核弾頭を削減したことと比べれば、これらの削減数は非常に見劣りする。したがって、本委員会はSTART後継条約に掲げる削減数を2015年までに前倒しで実施することを両国に求める。さらに本委員会は、後継条約が批准された後、2015年までに更なるSTARTの合意を達成することを目的に米露両国が集中的な交渉を再開するよう求める。この合意によって、2020年までにそれぞれが保有する核弾頭の総数を多くても1000発まで、望むらくは更に少ない数にまで削減しなければならない。

多国間軍縮:環境を整備する

17.14. 核兵器数を削減していくためには米露が先に立っていかなければならないが、すべての核兵器の最終的な廃絶だけでなく、そこまでに至る過程での大幅な削減を達成するのであれば、その他の核武装国も当然、核兵器数を削減していかなければならない。必要とされる多国間プロセスを開始し、最後までやり抜くためには、先駆的で骨の折れる外交が必要となろう。すべての関係国の間で競合する利害や目標を明確化し、

交渉に向けた指針を設定するのはこれまでにない取組となる一方で、関係国間の対話と交渉のための新しい方式を構築しなければならない。このような困難を理由に直面する課題を避けたり、先延ばしにしたりするのではなく、困難があるからこそ、今その課題を受け入れるための取組を始めるべきなのだ。このプロセスは長い時間を要し、我々が定める中期的期間のすべてに及ぶだろう。しかし、プロセスの実質的かつ手続的要素についての取組は始められるし、そうすべきであり、少なくとも2012年までの短期的期間内にその試みを始めるよう努力すべきである。

17.15. 「核兵器保有を増強しない」宣言 手続的なものとは別に実質的な観点から最優先で求められるのは、すべての核武装国が核兵器数を実際に増加しないことを明確に約束することだ。短期的にこれを達成するための努力を確実に行うべきであり、可能であればそのような宣言が重要な影響を及ぼし得る2010年のNPT運用検討会議までに行うべきだ。しかしまた一方で、こうした課題の大きさを軽視すべきではない。いくつかの核武装国、すなわちインド、パキスタン、おそらく中国は、核分裂性物質を生産しながら、核弾頭数を削減するのではなく、むしろ増加させているとみられる。イスラエルの状況はいつものとおり不透明だ。米露とともに核兵器数を明確に削減しているのは英国、フランスだけであり、これらの国家は表面上では軍事目的の核分裂性物質の生産を取り止めている(北朝鮮の場合は、核爆発装置の備蓄数を増やさないだけでなく、現在の方向性を180度転換するよう説得することが引き続き緊急の課題となる)。特に中国が核兵器数を増加しないという約束を明らかにすれば、米露間の核軍縮の更なる進展を促進することになり、その結果、その他の核武装国に対しても、核兵器保有量を削減するよう、あるいは少なくともこれ以上増加しないよう説得するのに役立つだろう。

17.16. 米露の核軍縮を契機に、単独で核弾頭数を削減したり(英国やフランスが既に実施したようなもの)、検討中の兵器近代化の計画案(例えば英国のトライデント・ミサイル搭載潜水艦の補強計画)を延期または中止したりする国も出てくるかもしれない。しかし二大核兵器国が更なる大きな削減に合意したという理由だけで、その他の核武装国が保有する核兵器を削減することは期待できない。過去、米国とソ連またはロシアの攻撃用核弾頭数は、その他の核武装国の核戦力について重大な決定要因とはなってきた

おらず、その増減にかかわらず、それらの国は、自国の置かれている状況に応じて個別に決断を下してきた。他の核武装国による核兵器の削減と最終的な廃絶の決定に影響を与える要因とそうでない要因については、中期的行動計画を提示する第18章でより詳細に論じている。

17.17. **戦略的対話** 手続き的な観点から第一に必要なのは、すべての関連する問題を遠慮なく取り上げる真剣な戦略的対話を、早急に始めることだ。米が露と中国と行うだけでなく、すべての関係国が相互に行うことが重要だ。こうした取組を先ず二国間で進めながら、同時に多国間プロセスを始めるための方法を体系的に模索することもできる。他のところでも同様だが、ここで決定的に必要なのは、核武装国が、衝突ではなく協力こそがお互いの関係を決定付けていると感じられるような雰囲気構築することだ。

17.18. 米露については、軍備管理における両国の協力の新しい取組が、より広い分野での戦略対話の可能性を高めている。そのような戦略対話は、通常兵器不均衡から、NATOの役割、「戦域兵器」と「戦術兵器」の役割、ミサイルやその発射決定時間に至るすべての問題について今必要とされる。本報告書の第18章で更に取り上げる弾道ミサイル防衛は、特にその中心となる問題であり、核攻撃を含む戦争に勝って生き残れるかについての計算を複雑にし、深い疑念を生み出す。攻撃から免れる手段を獲得するのは明らかに魅力的ではあるが、技術的に非現実的であり、膨大な費用がかかり、また、その結果として不安定をもたらすといった指摘に対して、このシステムの取り扱い方法に関する道理をわきまえた対話を維持していくことが求められる。米露は、法的に制限するための制度を再構築するための第一歩として、戦略ミサイル防衛についての実質的な協議を開始すべきだ。

17.19. 米国が中国との強化された戦略対話を行うための機も熟しており、特に、米露の核軍縮が成功し、米中それぞれの核保有量の規模の大きな開きが縮小することになれば、米中の戦略的対話も、米露間で行われているものと同じ水準にまで格上げできるかもしれない。米国などの国は、通常戦力の不均衡、戦略弾道ミサイル防衛、潜在的な宇宙の兵器化(宇宙空間での兵器の配備)について中国が懸念を抱いていることを十分

に理解することが重要だ。同様に、中国の国際政治経済秩序における重要性が益々大きくなっており、さらにその軍事力、なかでも海軍力が明らかに増強されていることを踏まえれば、中国が、戦略的協調のための更なる取組に応じるのが極めて重要となっている。そのような取組として、透明性や信頼醸成、核戦力抑制、CTBTの批准、輸出管理体制を含む多国間の取組への参加がある。

17.20. **多国間軍縮の場** 多国間軍縮プロセスを進めるためには、それを最も生産的に進めることが可能な場を早い時期に特定することが重要だ。真剣に検討することに値する選択肢の一つは、国連の決定に基づいて既に存在し、すべての核武装国を取り込んでいる軍縮会議だ。軍縮会議は、2009年に「その廃絶を最終目標とした核兵器削減のための漸進的かつ体系的な取組に向けた実際的な措置に関する意見と情報を交換する」ための「核軍備競争の停止と核軍縮」に関する作業部会を設置するという合意(より包括的な作業計画に関するその合意の一部としてFMCT交渉開始を含む)が達成された範囲において既にこの問題を把握している。過去10年にわたり手続的柔軟性の欠如ゆえに全般的に機能停止していたことから、真剣な交渉を行う場としてのCDの役割には相応の懐疑的な見方がある。しかし思い起こせばCDは、化学兵器禁止条約やCTBTなどの非常に重要な実績を残しており、政治的意思さえ結集できれば、第20章にて取り上げる包括的な核兵器禁止条約を含めて、将来において大きな偉業を成し遂げることは十分に可能である。

17.21. CDの枠組みにおいて、既に述べた政治的課題に関して、核武装国による諮問グループを公式または非公式に設置し、我々が短期的・中期的の双方の行動計画において必要な要素として特定した課題をすべて協議する機会を与えることも可能であろう。そのような課題には、核政策(「唯一の目的」と「先制不使用」宣言、そして消極的安全保証も含む)から戦力態勢(警戒態勢も含む)、実際の核兵器数(少なくとも核兵器数を増強しないという約束を早期に宣言する可能性も含む)、さらにはこれから生じる他の関連するすべての課題が含まれる。こうしたプロセスが軌道に乗るにはある程度の時間がかかるかもしれないが、そのための下準備は一朝一夕には行えない。

17.22. **国家的研究** あらゆる真剣な多国間プロセスや関連するすべての戦略的対話のために必要な下準備の一環として、今後生じることとなる多角的な問題——第18章で取り上げる核兵器が少なくなった時の非対称性と不安定性の問題を含む——についての体系的で実質的な国家研究を、あらゆる段階でこれまで以上に実施していかなければならない。核武装国のいずれにおいてもこうした真剣な分析がほとんどまたは全く行われてこなかったと見られ、それが大きな一因となって、これらの国の間でこうした問題に関する本格的な協議が行われてこなかったのだ。核武装国は、少なくともそれぞれが自国の関連政府機関や、必要に応じて研究機関に対してこうした研究を始めるよう委任し、研究結果が出たら引き続き政府間レベルでその結果を協議するようにすべきだ。変化のためのいかなる機運も、こうした方法で新たな道を切り開くことでしか得ることはできない。

17.23. 世界的な反核運動を支えているのは、その多くが、活動家、学者、研究機関といった市民社会の努力だ。彼らが作成し起草した膨大な量の提案は既に核兵器についての仮説を提示することに貢献してきており、核武装国の政府は、こうした提案に対しよりこまかな注意を払うことで、だいたいにおいて政府より積極的に取り組む彼らの努力から学ぼうとする姿勢を示すことができる。たいていの場合、政府は、紛争解決、信頼醸成、核兵器の非正当化という根本的な課題に対処できていないままであるが、これは、これまでのやり方を変更できず、また重要案件を犠牲にして緊急事態への対応が優先されてきたことが相俟って、システム論やゲーム理論、危機管理を適用するための知的努力が追いついてこなかったためである。

17.24. 英国やノルウェーをはじめとする政府機関や、国際機関(1990年代の米露との三者イニシアチブにおけるIAEAなど)が既に調査している特定の研究分野として核軍縮の検証があるが、これはIAEA保障措置が主要任務とする不拡散の検証とは一線を画する。英国政府は同国の新しい原子力センター・オブ・エクセレンスをFMCTのための検証についての研究に活用できると発表した。しかし、すべての核武装国は、こうした研究に対して投資することや、その概念を証明するための演習を国際的に実施することで、核軍縮に対し如何に真剣であるかを説得力のある形で証明することになるのだ。

17.25. **核考古学** 多国間軍縮プロセスが進展すれば、ある段階で国が未申告の核兵器や核分裂性物質を保有していないことを確実にすることが不可欠になる。そのためには保有する核分裂性物質についての国の申告が完全であること、すなわち未申告のものがないことを確証する検証手段が必要となる。現保有量として申告されたものが正しいかどうかを評価できるようにするため、検証プロセスには過去の核分裂性物質の生産量とその後の処置量に関する指標を設定することが含まれる必要がある。「核考古学」とも呼ばれるこうした指標の設定には困難な課題が伴う。検証者は、核物質、関連物質、廃棄物の記録を精査し、これら物質を測量・分析し、そしておそらくは職員の聞き取りも行わなければならない。

17.26. さしあたり重要なのは、将来の検証プロセスを推進するために必要とされる実践的な措置を今から始めなければならないということだ。そのような措置としては、関連するすべての記録を確実に特定し、確保し、保護すること、不完全または不確実な記録について関連作業に精通する職員から説明を求めること、そして場合によっては、廃棄物の処理や施設の解体などにおいて、関連する測定や必要なサンプル採取を確実に行うことがある。ここで鍵となるのは、関係国が、将来の検証が信頼できる結果をもたらすことを確実にすることが共通の利益であると認識することなのだ。

核兵器数削減に対する勧告：二国間および多国間プロセス

42. 「最小化地点」目標は、遅くとも2025年までに、米露がそれぞれ合計で500発の核弾頭数にまで削減し、また、他の核武装国がその核兵器保有量を少なくとも増加せず（そして大幅に削減することが望ましい）、世界の核弾頭総数を2000発以下にすることを達成すること。この目標においては、戦略兵器だけではなくすべての種類の兵器や、さらに配備された兵器だけでなく、備蓄されたものや、解体待ちの兵器（再編成・配備は依然として可能）も同様に削減しなければならない。[7.8; 18.1-3]
43. 二国間の目標を達成可能な範囲にするために、米露は、現在交渉中のSTART後続条約の導入の下で想定されている削減を遅くとも2015年までに早めて実現し、条約の実施を加速化させるべき。[17.13]

44. 米露は上記条約の批准後、更なるSTART合意を遅くとも2015年までに達成することを目指し集中的な交渉を直ちに再開すべき。この合意により両国の保有する核弾頭数を2020年までにそれぞれ1000発に、望むらくはより少ない数にまで削減する。[17.12-13]
45. 米露以外の核武装国が保有する核弾頭総数が1000発以下となり、世界の核弾頭総数が最大で2000発になるという最小化地点目標を達成するために最も優先的に必要なことは、すべての核武装国が核兵器数を増やさないと明確に約束することであり、核武装国によるそのような宣言を可能な限り早期に求めるべき。[17.15-16]
46. 多国間核軍縮交渉に向けた下準備のために、すべての核武装国が互いに戦略的対話を開始すべきであり、この過程のあらゆる段階で生じるミサイル防衛、通常兵器の不均衡、核軍縮検証を含むすべての課題について体系的で実質的な国家研究を行うべき。[17.17-19, 22-24]
47. 多国間核軍縮プロセスを促進するために、交渉のための適当な手順について早期に合意する必要性を考えれば、すべての核武装国間での初期の公式または非公式の協議のための適当な場所として、ジュネーブ軍縮会議を検討すべき。[7.9; 17.20-21]
48. すべての核武装国にとってその信頼性が共通の利益となっている将来の検証プロセスを推進するために、すべての関連する記録が特定され、確保され、保護され、かつ関連の測定とサンプル採取が行われることを確保するための「核考古学」の措置が、すべての核武装国家によって直ちにとられるべき。[17.25-26]

核政策:核兵器の役割を制限することを始める

17.27. 2009年4月のプラハ演説において、数の上での核兵器削減をオバマ大統領が誓約したのと等しく重要であったのが、「冷戦思考に終止符を打つために、我々の国家安全保障戦略における核兵器の役割を低減させるとともに、他国にも同様の措置をとるよう要請する」と大統領が言明したことだ。核政策(例えば、核兵器をどのように使用するか)について核武装国間で共通の基盤を確立することは、これらの国の立場が広く多様に異なっていることを踏まえれば非常に困難であり、そのための過程は我々の設定した中期的な時間枠にまで及ぶであろう。しかし、国家の防衛・安全保障体制における核

兵器の重要性を目に見える形で低減させる政策の宣言に向けた早期の重要な措置(そのような宣言と完全に一致し、宣言に対する信頼を与えるような核兵器の所在や取り扱いのための物理的配置とともに)は、たとえそれが米国一国によるものであっても、2010年NPT運用検討会議とそれ以降の文脈において軍縮の目標に向けた機運を大きく強化し、さらには核不拡散努力にとっても非常に重要な起爆剤になるだろう。

17.28. 「唯一の目的」と「先制不使用」 本委員会にとっての核政策に関する好ましい立場は、核兵器が究極的に廃絶されるまでの間、すべての核武装国が明白かつ無条件の「先制不使用」宣言を行うことである。これは、潜在的ないかなる敵対核武装国に対しても核兵器を予防的にもまたは先制的にも使用しないことを公約し、自国または同盟国に対する核攻撃の後の報復手段としての使用または使用の威嚇のためだけに核兵器を保有することだ。しかし、ソ連による冷戦時代の「先制不使用」の公約は、冷ややかに受け取られ、単なる宣伝行為としてほぼ例外なく一蹴されてきており、また、中国とインドが維持しているそのような宣言は、その結果として警戒心をもって受け止められている。こうした状況を踏まえ、我々はまず手始めとして、本質的には同じ考え方ではあるが異なる表現で折り合うことが良いと考えた。それは、「核兵器保有の唯一の目的は、自国ないし自国の同盟国に対して核兵器が使用されることを抑止することにある」という趣旨の宣言だ。

17.29. このような宣言の影響を受ける国の正当な安全保障上の懸念は十分に考慮されなければならない。我々はこれがとりわけいくつかの米国の同盟国にとって微妙な問題であることを認識しているが、第6章でも論じられているように、米政府が「唯一の目的」政策を受け入れれば米国の拡大抑止力が弱まる、あるいは弱まったと認識されると考える根拠はない。しかし、これら同盟国が、特に化学・生物兵器を含む他の兵器を根源とする容認できない危険にさらされることはないという非常に強固な保証が供与されることが重要だ。この関連で、化学兵器禁止条約と生物兵器禁止条約の普遍化を促進し、後者の遵守を確保するためのより効果的な手段を開発するために、たゆみない努力を継続することが肝要だ。

17.30. 現在の核武装国の大半の政策は、「唯一の目的」とも「先制不使用」ともいづらか異なるものだ。現在の米戦略は、米国防総省のOPLAN 8010-08(作戦計画「グローバルな抑止および攻撃」(2008年))に基づいており、これはロシアと中国、そして、見たところいくつかの「ならずもの国家」に焦点を当て、戦略攻撃手段としての核兵器と通常兵器の組み合わせが非常に柔軟で、2001年初頭のジョージ・W・ブッシュ政権による前回の核態勢見直しと同様、核・非核の双方の脅威を伴う、予想されるすべての多様な緊急事態において核兵器使用を想定しているものだ。このやり方はロシアによって踏襲されている。ロシア政府は、ソ連時代の先制不使用政策を1993年に撤回したことを2000年から2001年にかけて確認した上で、現在、自国の安全を確保する中での核兵器の決定的な役割を強調している。同国の軍事政策は、米国との均衡を維持し、「いかなる敵に対しても指定された(計画された)程度の損害を与える」能力を備えた核抑止力を保持するよう求めている。その攻撃計画は、「敵に対する決意の表示」または「敵の攻撃規模の緩和」を目的として、戦略戦力の「戦闘での適度な使用」の可能性を認めており、かかる使用は特定の戦闘任務とも解される。攻撃の選択肢における米国とロシアの柔軟性は、大抵の場合、核兵器の先制使用を示唆している。

17.31. 全体として見れば、8核武装国(当面は、北朝鮮は除外する。いずれにせよ、北朝鮮はその立場を公にしていない)の現在の公式の核態勢は、次のように要約できる。これらの国々のすべてが、自国領域への核攻撃に対する報復として核兵器使用を想定している。同盟国と海外駐留軍を有する国はすべて、それらへの核攻撃に対する報復として核兵器使用を想定している。中国を除くすべての国は、化学兵器あるいは生物兵器による攻撃に対する報復として核兵器の先制使用の選択の自由を残している。中国とインドを除くすべての国は、自国あるいは同盟国に向けた、国家の安全を重大な危険にさらすような通常兵力による圧倒的な攻撃に対する報復として核兵器の先制使用を想定している。さらには、中国とインドを除くすべての国は、大量破壊兵器を運搬している可能性のあるミサイルあるいは他の運搬手段による攻撃を先制あるいは予防するために核兵器使用に踏み切る可能性もあるとしている。

17.32. NPTの5核兵器国の、さらには核武装国全体としての核軍縮に向けた取組が真剣に受け止められようになるためには、その第一歩として、先制不使用を未だ採用していない国が少なくとも「唯一の目的」宣言に向かうこと、また、現実の上で世界の他の国々がその宣言を信頼できるようにすることにすべての核武装国が真剣になることが不可欠である。このような宣言を公に行う側として、米国は重要な主導的役割を有している。先述したように、オバマ大統領が「我々の国家安全保障戦略における核兵器の役割を低減させる」努力をはっきりと公言したことを受けて、2010年初頭に終了が予定されている新たな核態勢見直しに世界が注目している。もし大統領が少なくとも「唯一の目的」政策を受け入れることができれば、それは他の核武装国に対しその政策をもっと前向きに変化させる強固な圧力を加え、2010 NPT運用検討会議において二重基準を理由に不拡散体制の強化を支持することに躊躇している国々に対して誠意を示すこととなり、この分野における極めて重要な貢献となるだろう。

17.33. **消極的安全保証(NSA)** 共通の「唯一の目的」政策、ましてや「先制不使用」政策を核武装国が採用した場合、消極的安全保証(NPTの非核兵器国に対して核兵器を使用しないという公約で、現在、NPTの5核武装国から幾分中途半端な形で供与されている)に重みと信頼性が増すだろう。しかし、たとえ核政策についてこうしたより包括的な形での前進がなかったとしても、これらの保証の強化や、NPT非締約の核武装国によるこれら保証の採用は、個別にそして独立して行うことも可能であり、本委員会はそれが望ましいと考える。

17.34. NPTが署名開放した1968年、国連安全保障理事会は安保理決議255を採択し、5核兵器国がNPT非核兵器国に対して核兵器を使用しないことを誓約するよう勧告した。そして1978年から毎年国連総会は、こうした核兵器の消極的安全保証に関する一般的な決議を採択してきた。NPT延長会議との関連で、1995年に5核兵器国はそれぞれそのような声明を発表し、安保理決議994により一括して認知された。しかしこれらの誓約は、特に、核兵器国と同盟関係にあり、核兵器国と連携して誓約国に対する共同軍事作戦に参加するNPT非核兵器国、または、誓約国あるいはその同盟国に対して他の核兵器国と連携して武装攻撃を仕掛けるNPT非締約国については対象外とされている

点において、包括的であるとは言い難かった。これらの曖昧な誓約は、核兵器国の国家安全保障、外交政策および防衛戦略に占める核兵器の重要な役割を再確認しており、核兵器の政治的または軍事的有用性を弱め、NPT条約第2条の下で核兵器を取得しないという義務を受け入れている非核兵器国に保証を与えるという点において、むしろ逆効果である。

17.35. この問題は国際社会に多くの影響を与え続けており、こうした誓約の条件を取り除くだけでなく消極的安全保証に法的拘束力を持たせることには非常に幅広い支持がある。2000年運用検討会議では法的拘束力を持つ消極的安全保証が必要であるとの宣言がなされ、2005年運用会議では、非核兵器国がこうした誓約の提示を核兵器国に要求した。この問題は2010年運用検討会議でも再度議題として確実に扱われる。

17.36. この目的を達成するための一つの方途は、国連憲章第7章の下での拘束力のある安保理決議によって、NPT非核兵器国(あるいは、少なくとも、いかなる同盟の枠組みの下にあらうとも自国の領土に核兵器を維持しない国)に対して、いつ、いかなる場所においても核兵器の使用を単に禁止することだ。これにより、本決議によって拘束されるすべての核武装国(NPTの5核兵器国のみに限定されるものではない)の能力を害することなく、非核兵器国の安全保障を大幅に改善することができよう。「先制不使用」の場合と同様で、こうしたアプローチについて、如何なる形であっても即時の核兵器撤廃には至らないような法的拘束力を伴う禁止を求めることを良しとしない者が満足することは通常は難しい。しかしこのようなアプローチは本委員会が支持する漸進的、段階的なアプローチと一致するものである。

17.37. このように簡潔に公式化された保証に、その対象となる非核兵器国がその恩恵を受けるにはNPTの条約上の義務を遵守していなければならないという要件を付けるかどうかという問題がある。この点は北朝鮮(北朝鮮はまだNPT加盟国なのか、それとも同国が表明したNPT脱退の目論見に成功したのかという点は、この報告書の他の部分でも論じられているように、判断が分かれる複雑な問題がある)とイランにおける最近の事態の進展によって大いに関係してくる問題である。1995年には、常任理事国5カ国

のうち米国と英国の2カ国のみが、それぞれ異なる表現を使って自国の消極的安全保証宣言において遵守の問題に具体的に言及した。米国の宣言(S/1995/262)はその保証を「一般的に認められている国際法の原則に合致して、NPT締約国が本条約の遵守による恩恵を享受するためには自国の約束を履行しなければならない」という声明で始めており、一方英国は、「もしいずれかの受益国がNPTの下での自国の不拡散義務に対し重大な違反を犯している場合には、その保証が適用されるとはみなさない」と発表することでおそらく要件をやや厳しめに設定した。

17.38. 本委員会は、核兵器の非正当化に向けた更なる大きな一歩となるであろう上記17.36の公式化の確実性と簡潔性に魅力を感じているが(締約国としての義務に違反している国に対処するための軍事的なものを含む多くの選択肢については、当然留保したままとする)、我々はこのアプローチでは現状において、常任理事国5カ国の間で全般的な支持を得られないであろうことは理解しており、結論として我々が推奨する新たな消極的安全保証宣言にNPTの義務の遵守が要件として含まれるべきだと信じる。しかしこの要件をどのように表現し、適用すべきかについては問題が残る。第9章でも述べたように、問題を複雑化している要素はNPT自体に遵守を判断する制度がないことだ。そのため、これは、実質的にはNPT第3条、そして考えようによっては第2条の遵守の判断ともなる保障措置協定の遵守の判断を行うIAEA理事会にはじめから委ねられることになる。IAEAが判断を下す場合には、その決定を安全保障理事会に報告することが求められ、その報告を受けて安全保障理事会は、あらゆる状況の中で適切と判断するすべての行動を取ることができる。安全保障理事会は、独自の遵守の判断を行っても、行わなくてもよい。消極的安全保証を特定の国に対して供与するかどうか、あるいは、その国がNPTを遵守していないことを理由に供与しないかどうかの判断は、誰の決定を優先すべきなのだろうか。

17.39. 一つの方法は、消極的安全保証の供与可能性はIAEA理事会による不遵守の決定があるか否かのみに基づいて判断されるべきというものである。この代替案は、これでは十分でなく、安全保障理事会自体による不履行の具体的な事実認定に基づくべきというものだ。しかしそのような判断を安全保障理事会に委ねる場合の難点は、IAEA

の結論に異議が出され、その結論が翻ったり、あるいは、拒否権の行使により無効になったりする場合も考えられ、いずれの場合においても、安全保証理事会が最終的に判断するまでの間、相当の不確実性が残ることになることだ。しかし、問題となる国が核攻撃を免れるかどうかという非常に大きな利害が絡む局面において、IAEAに決定権を委ねることの難点は、保障措置協定義務違反の深刻度は多様であるはずなのだが(これは1995年に英国が「重大な違反」に言及する際に考慮したかった要素だったのかもしれない)、比較的小さな違反であっても不相応な結果に至る可能性があるということだ。更にもう一つ検討しなければならない要素は、関連の判断を行う主体が何であろうと、このように消極的安全保証という非常に大きな利害が絡む局面では、今後、不遵守に関する正式な結論を出すこと自体がためらわれることになるかもしれない、その結果、NPTの有効性が損なわれてしまうかもしれない点だ。本委員会としては、結論として、競合する見解に説得力があることは十分理解しつつも、ある国によるNPTの義務の不遵守が非常に重大であり、そうした状態が続く限りは、消極的安全保証の供与から外されることが正当化されるという判断は、やはり安全保障理事会に委ねられるべきという立場をとる。この立場は、IAEAは技術的基準を適用することに専念すべきであり、政治的帰結については安全保障理事会に委ねる、という第9章で示した我々の立場と一致している。

核政策への勧告：先制不使用、拡大抑止、そして消極的安全保証

49. 核兵器が究極的に廃絶されるまでの間、すべての核武装国は、明白な先制不使用宣言を行い、自国またはその同盟国への核攻撃に対する報復措置としての使用または使用の威嚇のためのみに核兵器を保持することとし、いかなる潜在的な敵対核武装国に対しても、予防的にも、先制的にも核兵器を使用しないことを約束すべき。[17.28]
50. 現時点でそのような宣言を行う用意がない場合には、すべての核武装国は、核兵器が完全に廃絶できるような時まで、少なくとも、核兵器を保有する唯一の目的は、他の国が自国またはその同盟国に対して核兵器を使用することを抑止するためであるという原則を受け入れるべき。[7.10; 17.28–32]
51. 現在、拡大抑止力の恩恵を受けている同盟国は、特に生物・化学兵器を含む他の

兵器からの容認できない危険にさらされることはないという強固な保証が付与されるべき。この関連で、生物兵器禁止条約および化学兵器禁止条約の普遍化を促進し、また、生物兵器禁止条約の遵守を確保するためのより効果的な方途を開発することを目的とした強力な努力を継続すべき。[17.29]

52. 少なくとも「唯一の目的」の宣言が、2010年の早期に発表が予定されている米国の「核態勢見直し」に盛り込まれることは、他の核武装国をより積極的にさせるための圧力となり、また、2010 NPT運用検討会議での「二重基準」にかかる主張を挫く上でも、特に重要だ。[17.32]
53. 非核兵器国に対して核兵器を使用しないという、新しくかつ明白な消極的安全保証(NSA)が、すべての核武装国によって、拘束力のある安全保障理事会決議により裏付けられた形で供与されるべき。そのような保証は、安全保障理事会によって、NSAを供与しないことを正当化できる程の重大なNPT違反があると判断された国に対しては供与されないということを唯一の条件とすべき。[17.33-39]
54. すべてのNPT核兵器国は、すべての非核兵器地帯に関する議定書を署名・批准すべきであり、他の核武装国(それらの国がNPTの枠外に留まる限り)は、これら非核兵器地帯のそれぞれに個別の消極的安全保証を供与すべき。[16.16]

戦力態勢:警戒態勢解除と核戦力配備に関する動き

17.40. どのような宣言的政策が核武装国によって採用されたとしても、それらは戦力態勢への適切な変更を伴わなければならない(すなわち、この文脈においては核戦力配備と警戒態勢の整備)。核戦力はその中心的な役割が報復的なものであり、潜在的に攻撃的ではないことが明らかで、また、他国からもそのように配置されていると認識されるような形で配備されるべきだ。必要な変更の大半はその実施に多くの期間を要し、本委員会の設定した2012年までの短期的時間枠を優に越えてしまうであろう。しかし現在の配備状況の危険性を考えた場合、発射警戒態勢の問題はより緊急性を持って対処されなければならない。

17.41. **発射警戒態勢** 核兵器数を削減すること以上に、現在最も差し迫って憂慮すべき問題は、未だに危険な高度警戒態勢下に置かれ、敵の攻撃があるとの情報(ある

いは攻撃があると想定される情報)を受けたらほとんど直ちに発射されることになっている核兵器が非常に多く存在することだ。本報告書の前出の章で述べられている通り、すべての核武装国が現在配備している1万発を超える核弾頭のうち、米露の持つ推定2150発の核弾頭が警報即時発射(Low)あるいは攻撃下発射(LUA)とも呼ばれる非常に高度な警戒態勢下に置かれており、警報、誤報等が発生した場合には、大統領の意思決定に僅か4~8分の時間しか与えられていない。冷戦終結から20年が経過し、政治、経済、安全保障上の関係性から少なくともNPTの5核兵器国の間で計画的な核攻撃が行われるのは事実上想定できない時に、このような態勢は明らかに核抑止の極めて不条理な面と言える。この発射に係る意思決定のための時間を延ばす方途を特定することが極めて重要だ。

17.42. 相互抑止の論理が米露の意思決定者の考えと行動を支配している限り、このような危険から即座に距離を置く必要性が差し迫っていることは明らかにもかかわらず、そうすることは一見するよりも遥かに難しいことを認識しなければならない。その核弾頭の90%を、地下のミサイル格納庫兼発射台のICBMや、海上ではなくむしろ基地内にある潜水艦、そして飛行場の爆撃機に配備しているロシアは、報復能力と(報復能力を奪うことによって)抑止能力を著しく弱体化させることができる対兵力攻撃(すなわち、一般市民を主な目標にした対価値攻撃とは異なる軍事資産を標的にしたもの)に対して自国が非常に脆弱であると考えている。ロシアは主要な警報即時発射戦力であるICBMの警戒態勢を相互に低減することによって、自国のICBMが米国のトライデント2型SLBM、海上発射巡航ミサイル、そして将来的には米国の長距離精密誘導通常兵器にさらされる度合いが大きくなる一方、米国のミサイルは実質的に何ら影響を受けないと考えている。将来、更に効果的な国家弾道ミサイル防衛が開発される見通しがあり、これがこの問題を一層難しいものとするだろう。

17.43. これらが意味するのは、核兵器を警報即発射の警戒態勢から外す場合、それが単なる象徴的な形ではなく実際に影響のある形でなされるのであれば、核兵器数の削減と同じくらい複雑なプロセスを巻き込む可能性があるということだ。そのようなプロセスは、性質上実際的かつ技術的で、包括的で、両国にとって公平である必要があり、そ

して段階的に導入されなければならない。それと同時に、そのようなプロセスには、ICBM(ミサイルからの核弾頭の取り外しを含む)、基地の潜水艦に搭載しているSLBM(発射管からのミサイルまたは核弾頭の取り外しを含む)、海上での核兵器搭載潜水艦の警備頻度の大幅な削減と爆撃機(搭載型ミサイルラックの除去、飛行場での核兵器保管の取り止め)が同時に取り込まれる必要がある。

17.44. **透明性と不透明性** 戦力態勢は、その透明性を確保し、敵味方に同様に周知され理解されるようにする必要があり、そうすることによって有意義なものとなる。特にロシアの準戦略兵器配備状況や、ほとんどすべての核兵器保有関連情報の公表に向けた中国の姿勢において、今よりもはるかに高い透明性を確保することが、喫緊の将来の大きな課題となるだろう。これなくしては、如何なる多国間軍縮も有意義に進展することは有り得ないのである。

17.45. すべての核武装国のうち最も不透明なのは、言うまでもなくイスラエルである。同国が1970年までに核武装国の地位を獲得し、現在は膨大な量の弾道ミサイルおよび空運能力とともに、少なくとも60発、多ければ200発の核弾頭を保有しているというのが世界各国の政策立案者の一致した見解だ。それにもかかわらず、同国は50年近くにわたり自国の核保有について曖昧な政策を貫いている。イスラエルは「中東地域に核兵器を導入する最初の国にはならない」と一貫して主張し続けており、また、1973年の第四次中東戦争の際に核兵器使用の誘惑があったにもかかわらず、イスラエルは今のところ核兵器の使用または使用の威嚇を行ったことは確かでない。しかし「核兵器を導入しない」ということは事実上、「核実験を実施しない」ことや「核兵器保有を宣言しない」とことと定義される。

17.46. こうした政策は、イスラエルにとっては役に立っていると見られており、地域の潜在的な侵略国に対する事実上の抑止力として機能しつつ、自国に対して最大限の行動の自由を可能にしている。同国はCTBTに積極的に参加し、原子力関連輸出を規制する原子力供給国グループ(NSG)のガイドラインも適用している。しかし同国はNPTに加入しておらず、核分裂物質の新たな規制制度をこれ以上受け入れる意思はないと思

われる。また中東非核兵器地帯または非大量破壊兵器地帯に対するイスラエルの立場は原則支持で抑制されたものとなっており、同国はそのような地帯の実現を包括的で持続可能な地域的平和の達成に完全に委ねている。アラブ諸国の指導者も、イスラエルの曖昧政策を、それによって多額の費用を要する核軍備競争を回避できるとして容認しているが、彼らは、仮にイスラエルが「保障措置を受けない核施設」を持っているという事実以上の何かが明らかになれば、そのような核軍備競争に参加せざるを得ないと内々に強調している。

17.47. イスラエルは、核兵器に関する現在の政策を廃棄することなく、核兵器の曖昧政策を適応させ、その戦力態勢を運搬システムと発射プラットフォームの次元でより計画的に開示することは確かにできるであろう。しかしここでより大きな問題となるのが、このイスラエルの政策と他国による同政策の全般的な容認が、仮に現時点において核不拡散および核軍縮の利益に資するとしても、今後も無期限にそうなるのかということだ。本委員会としては、そうなるかは自明ではないと考える。イスラエル国内においてもこの問題に対する議論が再燃しており、こうした戦略が通常兵力による攻撃に対する抑止力として必ずしも機能していないと指摘する声や、核兵器能力を獲得する間近の段階まで来ているイランの計画を阻止しておらず、イランが最後の一線を越えるのを阻止するために、イスラエルが地下から核兵器を運び出す時期が到来しているのかもしれないという声、更には、イスラエルが、米国を始めとする国際社会が核軍縮を進めるために同国に望むことを行わない一方で、核軍縮に向けた明確な措置をとるためには包括的な和平プロセスの進展が必要条件であるとし、非核兵器地帯を原則としてのみ支持するという立場を無期限に維持することはできないという声が挙がっている。

17.48. 本委員会が支持するような戦略的対話を実施し、そのような対話によって全般的な安全保障環境の中で真の協力を進展させるとすれば、すべての問題と競合する利害を隠さずに対話の対象としなければ、どれくらいのことが達成できるかを予測するのは困難だ。世界的な核軍縮がとうとう真剣に議題として取り上げられ、イスラエルを含むすべての主要核武装国の真摯な取組の対象となるようになれば、他の地域と同様にアラブ世界の指導者や市民の間で一般に予想されていたことが正式に確認されることの

みをもって、アラブ諸国が核兵器を取得したいという抑えがたい衝動に駆られるとは想定しづらい。

17.49. とはいえ、たとえイスラエルとその近隣諸国が不透明性を支持する立場に固執し続けたとしても、以下や後の章で取り上げるような多国間核軍縮・不拡散交渉に、イスラエルが核兵器の保有を認めずに参加できる可能性はまだある。核軍縮とは保障措置下でない核分裂物質を取り除き、それを国際的な保障措置下に置くプロセスと定義できる。保障措置下でない場合、これらの物質は、武器、金属ウラン半球形、プルトニウムピットなどの形態をとる場合がある。一方で保障措置下に置かれた場合、1990年代前半に南アフリカで行われたように、核分裂物質は兵器用ではない形態(non-weaponized form)を取る必要があるだろう。世界中にあるすべての核分裂物質が非兵器化された形態で国際的な保障措置下に置かれた時、世界に核兵器は存在しないとみなすことができる(非核兵器地帯という観点からは、この定義を地域的に適用することもできる)。

17.50. したがって、イスラエルはその核兵器保有を認めなくても核軍縮交渉に参加することができるであろう。保有するすべての核分裂物質を保障措置下に置いた時、同国は核武装を解除したことになるだろう。その時点で、検証および信頼醸成という目的から、イスラエルは南アフリカが行ったように過去に保有していた核兵器関連の貯蔵や活動に関する情報を提供することもできる。こうした状況下では、イスラエルは近隣諸国による核軍縮の要求を満たしているため、同国による過去の核兵器関連活動やその状況についての発表が政治的な問題あるいは安全保障上の問題を引き起こす恐れはないといえる。

核戦力態勢についての勧告: 発射警戒態勢と透明性

55. 基本的な目標は、武装解除型先制攻撃に対する残存能力を明白に維持しつつも、核戦力を即時に使用できないことを確実にするための変更を、核戦力配備において可能な限り早期に実現することである。核戦力配備と警戒態勢について透明性を確保することにより、安定性の最大化を図るべき。[7.12-15; 17.40-50]

56. あらゆる核兵器の発射を決定するための時間を長くする方途を見つけること、また、米露間で行われている交渉過程が困難かつ複雑であることを認める一方で、可能な限り早期にこれらの核兵器を警報即発射の警戒態勢から外すことが極めて重要。[17.43]
57. 核軍縮で真の進展を可能にする戦略的対話を実現するためには、すべての核武装国が核政策と核戦力態勢の双方で最大限可能な透明性を提供すべき。[17.44]
58. こうした観点からイスラエルがその完全な曖昧政策を緩和することは有意義であるが、そうすることが引き続きできないことが、イスラエルが多国間核軍縮交渉に参加することの妨げになるべきでない(核軍縮は、保障措置下に置かれていない核分裂性物質を取り除き、国際的な保障措置下に置くプロセスと定義できるため)。[17.45–50]

北朝鮮とイラン

17.51. これら2カ国の状況には以下に述べるような大きな違いがある。イランはNPTの枠内に留まっているが、北朝鮮はNPTからの脱退を主張している。イランは核爆発実験を実施したことがないが、北朝鮮は2回実施している。イランは核爆発装置を所有していないようだが、北朝鮮は複数所有している。イランは核武装国には決してならないと主張しているが、北朝鮮は既に核武装国であると主張している。しかし二つの国に共通しているのは、両国が世界の不拡散体制に対し、間違いなく現時点で最大の課題を提起しているということだ。両国の行動、能力、そして想定される意図は近隣諸国を大いに悩ませている。両国とも安保理決議を無視して行動しており、いずれの状況も更なる強制的制裁の適用によって解決される見込みがない。両国による現実の侵害行為がない中で、軍事力に訴えることは何の解決にもならないであろう。そのような行為は平壤とテヘランの能力の破壊(仮にこれが達成された場合の話だが)によって、理論的に最も利益を受けるべき国に対し、不均衡な、そして恐らくは破滅的なほど大きな危険を突きつけるだろう。北朝鮮とイランの核問題を交渉によって満足のいく解決に導くことが、国際社会にとって依然として非常に高い優先事項である。

17.52. **北朝鮮** 北朝鮮問題を交渉によって満足のいく解決に導くことは、非常に難しいであろうが、本委員会は決して不可能ではないと考える。我々はこうした状況を経験している。平壤の秘密の核活動が最初に発覚して以降、1993～94年に交渉された枠組み合意は、北朝鮮のプルトニウム生産計画を8年間凍結するという主要目的を達成したが、北朝鮮は、特に同じ時期に遠心分離技術を獲得するためにカーン・ネットワークと秘密裏に取引していたことから、この合意の下での義務を履行していなかったのは明らかだ。しかし枠組み合意の失敗はすべて一方だけの責任によるものではなかった。それ以降北朝鮮は、補完的なウラン濃縮計画に関する証拠がますます明るみになり、2006年と2009年に核爆発装置の地下核実験を実施し、度重なる挑発的なミサイル実験を行い、そして、NPTからの脱退は最終的なものであり、今や完全な核武装国であり、今後もそうあり続け、そしてそのように認められるべきだと主張することで、自国を更なる窮地に追い込んでいる。

17.53. しかし平壤は、中国、米国、韓国、日本、ロシアから2003年に開始された六者会合に復帰するよう依然として強く迫られている。平壤は、朝鮮半島の非核化に向けた完全な、検証可能な、かつ不可逆的なコミットメントの見返りに真摯な安全保障と莫大な経済的支援が受けられるという取引が交渉の俎上に上がっていることを良く知っているし、核兵器計画の帰結が、経済的窮乏、民生用原子力の協力と開発の終了、そして国家または体制の安全に対する追加措置の欠落をもたらしたことを知っている。更に体制転換を図るために北朝鮮に軍事的に侵攻する意図をもつ国など存在しないことも理解している。

17.54. 一部のアナリストは北朝鮮が核兵器能力を放棄するつもりは全くないと主張し続けているが、これは北朝鮮が、(十分な客観的根拠の有無は別として)このような能力が潜在的攻撃や体制転換の直接的な企てから自国を防御すると認識しているからだけでなく、同国が、未だ半島全体を支配しようとする野心を抱き、地域と地域を越えた国際社会における自国の戦略的地位を高める手段と核兵器を位置づけ、また恐らくは、自国の核兵器技術、核分裂物質、戦闘用装備に対する国際的な需要がまだあると期待し、更には非核化取引の一部として自国経済を開放すれば国内から体制転換に対する容

赦ない圧力が生じることを危惧しているためという理由からである。その他のアナリストは逆の考えを持っており、北朝鮮の核計画を、援助、貿易、投資および安全保障を取引するための究極的な交渉のカードに過ぎないとし、また平壤の極めて非妥協的な行動の一部については他の説明(例えば、2009年の前半にあった事態後退(注:北朝鮮による飛翔体発射事件や核実験等)の主な理由として、後継者問題、即ち金正日が軍部に対してその息子に疑念を持つ理由はないことを示す必要があったこと等)を試みている。

17.55. 北朝鮮の制度の極度な不透明性を考えれば、誰一人してその指導者の意図を読み取ることができないというのが現実であり、事態の打開への唯一の道は、世界が、北朝鮮の現行政府またはそのようなものを取引すべき相手として扱い、交渉による解決が可能であるとの姿勢を示していくことである。それは北朝鮮が既に核武装国であると認めることでもなければ、北朝鮮が既に獲得した能力により、仮に北朝鮮が何らかの形で攻撃に出た場合でも攻撃から免れられるようになったと認めることでもない。また、単に交渉のテーブルに戻すために、制裁で譲歩することでもなければ、「同じことを繰り返す」わけでもない。つまりこれが意味するのは、すべての関係国が協力によって生まれる利益を快く明らかにし、(六者会合の一般的な枠組みの中での)プロセスに対して柔軟性を示し、そして何よりも忍耐強くなるということだ。

17.56. 時間稼ぎは、以前から北朝鮮が自国を有利にするために使用していた常套手段である。しかし近い将来において、仮にミサイルや兵器能力の更なる開発があったとしても——無論、近隣諸国には継続的に不安を与えることにはなるが——安全保障の全体的なバランスが大きく変わることはないだろう。今後数年間で平壤が保有できるのは、残存性の低いごく僅かな兵器であり、いかなる形であれ攻撃を行うことは自殺行為だ。これまでの経緯では目に見える成果が得られておらず、また今後もしばらくそうした状態が続くことは明らかであるが、「鉛」となる手段と「鞭」となる手段(北朝鮮がその言動を改めるまで、安全保障理事会が採用している措置を継続することを含め)の両方を十分に利用し、粘り強く賢明に、そして忍耐強く決然として交渉していくことこそ、事態を打開する唯一の方法であり、これがすべての国にとって利益になる。

17.57. **イラン** イランの状況については、表面上は、交渉による早期解決の見込みは北朝鮮よりも高いように見えるが、これも単にこれまで何も進展してきていないという理由からである。テヘランは間違いなく核兵器製造能力を獲得しつつある(あるいは既に獲得しているかもしれない)が、実際に核兵器を獲得するという重大な最後の一线は越えておらず、更に核兵器を獲得する意図は全くないと一貫して主張している。現状はまだ取り返しがつくという見方に非常に懐疑的な者も一部にはいるだろう。彼らはそれを裏付ける十分な証拠も有している。イランが包括的保障措置協定や、IAEA理事会と国連安保理の関連する一連の決定・決議を完全に遵守していないのは明らかだ。イランは、長年、保障措置上の義務を形式的に遵守(またはほぼ遵守)してきているが、本心からではなく、調査や要請に対して最後の最後(或いは期日を少し過ぎる)まで対応せず、非難に対しては冗長で不明瞭な受け答えで応じてきた。2009年9月にコム近郊に濃縮施設があることが発覚したのは、一連の同様の事例に新しいものが加わったに過ぎず、テヘランが軍事攻撃に対抗する警戒措置として自国施設を分散し、強化することに熱心なのは明らかであり、強制されるまでそれら施設の発表に強く抵抗してきたことなどを考えると、今後もこうした事件が生じる可能性があるだろう。

17.58. さらに、この問題に関してイランと交渉してきた6カ国政府(P5+1またはE3+3として知られる中国、フランス、ドイツ、ロシア、英国、米国)や国連安全保障理事会を通じて、国際社会がこれまで表明してきた最低限の要求事項であるウラン濃縮能力の放棄に対し、イランが現時点または近い将来において応じる気がないことが益々明白になってきている。さらにアフマディーネジャード大統領の発言からも明らかなように、イランがイスラエルを極端に敵視し続けていることに加え、同国が地域的な野心を抱いているとの疑念を多くの近隣アラブ諸国が持っていること、そして対立のあった2009年の大統領選挙の影響からその指導部が分裂しつつも権威主義の色合いを強めているといった背景があるため、事態が国際社会の容認できるような解決に向かうことは当面ありそうもないだろう。

17.59. しかし本委員会は、交渉こそが引き続き唯一の打開策であり、安保理とIAEA加盟国からの支援を得ながら、地域そして世界の安全保障上の懸念とイラン自身の要

求・願望の双方と合致するような、満足のいく結論を最終的に達成することができると信じる。イランが拘る点としては、国家的威信(モサデク政権転覆やそれ以前まで遡り屈辱とも受け取れる一連の出来事により長年打ちのめされてきた)、国際的な二重基準に対する憤りの感情(特に1980～1988年の血みどろのイラン・イラク戦争の際、西欧諸国がイラクを支援し、バグダッドが化学兵器を使用したことに無関心な態度を示したことに強く起因)、自国の高度な技術力を誇示したいという欲求、さらに地域の大国として認知させることへの強い意志などがある。

17.60. 実現可能な取引の要素には、引き続き問題視されるその潜在的な核兵器製造能力にも拘わらず、イランの濃縮計画の現実を国際社会が受け入れることが含まれるが、それは、イランが、少なくとも追加議定書、望むらくは「追加議定書プラス」の下での非常に介入的な保障措置査察と検証体制を受け入れ、同時に濃縮計画を大幅に減速し、更にその管理に一定の国際的な役割を受け入れることに同意することとの引き替えが条件だ。イランがこの種の措置のすべてを受け入れることで、国際社会は、テヘランが決して兵器化の道を進まないことを本当に信じるができる。これら重要な要素には、外交関係の正常化、制裁措置の解除といった積極的な措置の幅広い組み合わせと、合意に違反した場合のすべての強制措置を排除しない明示された消極的な措置を伴う必要があるだろう。更に域内における安全保障上の問題を含む多くの問題に対する取組にイランを協力国として十分に関与させ、組み込ませるための努力も並行して進める必要があるだろう。もしイランがイスラエルに対する敵意がないことを宣言し、テロ活動に対する一切の支援を行わないと明言すれば、こうしたプロセスは大きく促進されることになるだろう。

17.61. 本委員会がこの報告書の議論を終えようとしていた2009年10月に、両国から事態打開のための建設的な方法を模索する積極的な姿勢の兆候があった。しかしこの問題が、国際的な不拡散体制の実体や完全性を堅持する方法で最終的に解決されるまでには、様々な紆余曲折があることは間違いない。

北朝鮮とイランに関する勧告

59. 核兵器計画を公然と遂行する北朝鮮の問題について、交渉を通じた満足のいく解決を達成するための努力が、六者会合の枠組みの中で続けられる必要がある。そのような解決には、安全の保証と経済支援の代わりに、検証可能な非核化とNPTに対するコミットメントの回復を含む。[17.52–56]
60. イランの核能力とその意図に関する問題について、交渉を通じた満足のいく解決を達成するための努力が、P5プラス1、安保理、そしてIAEA加盟国によって続けられる必要がある。そのような解決には、イランが核兵器を保持せず、あるいは追求しないことを国際社会が信用するために、濃縮計画が如何なる形であろうと維持される場合には非常に介入的な査察と検証体制を伴うこととなろう。[17.57–60]

第18章. 2025年までの中期的行動計画： 最小化地点へ

BOX 18-1

2025年までの中期的行動計画

- 中間的軍縮目標を漸進的に達成し、2025年までに以下を特徴とする「最小化地点」への到達
 - 少ない核兵器数: 世界の核弾頭数を2000発以下(現保有量の10%以下)に
 - 核政策への合意: すべての核武装国による核先制不使用へのコミットメント
 - 信頼できる核戦力態勢: 核政策を反映した検証可能な配備と警戒態勢
- 核軍縮交渉に影響を与える可能性がある他の安全保障上の問題の漸進的解決
 - ミサイル運搬システムと戦略ミサイル防衛
 - 宇宙配備兵器システム
 - 生物兵器
 - 通常兵器の不均衡
- 核兵器のない世界への最終的な移行を法的に確保するための包括的核兵器禁止条約に対する支持の促進および確立
- 軍縮・不拡散の双方にとって極めて重要な短期的目標(2012年までに未達成のもの)の完遂
 - 包括的核実験禁止条約(CTBT)の発効
 - 核分裂性物質生産禁止条約の交渉と発効。兵器中にあるもの以外のすべての核分裂性物質を国際的保障措置下に置くための、交渉を通じた合意
 - NPT体制およびIAEAを強化するための措置の合意と実施
 - 核セキュリティ措置の実施、協調的脅威削減プログラムおよび関連プログラムの完全な実施
 - 民生用原子力の拡大に伴う拡散の危険を軽減するための措置の漸進的な実施

中期的目標を定義する

18.1. 2025年までの最小化段階の中心的目標は、本報告書で前に述べたように、核兵器を非正当化し、核兵器数および国際安全保障における核兵器の役割を大幅に減じ、核兵器が偶発的もしくは意図的に、または誤って使用される危険を劇的に抑制することを通じ、軍縮を実質的に大きく進展させることにあり、これによって「最小化地点」という基盤を構築することだ。この基盤に立てば、多くの困難な地政学的・技術的条件を満たした末にはあるが、廃絶に向けた最終段階の実施が真に可能となるだろう。もうひとつの目標は、我々が2012年を達成期限とした多数の短期的目標が現実的にはその期限までに達成できない可能性を見越して、世界の不拡散問題に関するやり残した課題を、2025年までの可能な限り早い段階に完遂することにある。

18.2. 我々は、次の三つを最小化地点に向けた具体的な軍縮目標と定める。第一は、世界の核兵器数を2000発以下とすること（現在の2万3000発と比べ90%超の削減）。これは、米露がそれぞれ核弾頭数を計500発まで削減し、他の核武装国の保有量が少なくとも増加しない（望むらくは大幅に削減することにより達成されるだろう。第二は、すべての核武装国が「先制不使用」政策を採用すること。第三は、すべての核武装国の戦力配備と発射準備体制を、先制不使用の約束に合致し、その約束に信憑性を与えるような、検証可能なものとすることである。

18.3. 上記の目標のうち核兵器数の部分は、米露にとって野心的なもの——両国の現保有量の95%超の削減が必要——で、2025年までに達成できないかもしれない。だが、過去において軍備管理に関して合意するのに要した時間や、その合意を実施するのにかかった時間、そして（現在ではなく）過去に達成した核兵器解体率と比べて考えれば、これは決して不可能ではない。

18.4. より明るい材料として、この中期的行動計画の進展に必要な措置には、確かに大きな政治的意思と積極的で洗練された外交手腕が求められるが、国家間の関係を秩序づける既存の国際体制に、核兵器なき世界という最終目標の達成に必要とされるほどの大幅な変革は必要ないだろう。この行動計画は、既存の国際制度や国際的慣行の

枠内で実施でき、総じて既存の方式に馴染み、対峙的というよりは、原則に基づく実際的な方法に則った取組として特徴づけられる。米露以外の核武装国は、兵器用核分裂性物質の生産停止や現在貯蔵している核分裂性物質の兵器への転用中止を通じ、その核兵器保有量を増やさないと誓う必要があるだろう。多国間の交渉を通じた核兵器削減が大いに望ましいが、これは達成が非常に困難で、我々が提案する総数を維持する上で必ずしも必要ではない。最小化地点の到達に向けた過程とその達成においては、同盟関係にある核武装国からの拡大核抑止に依存する国々の安全を含め、いかなる国の基本的な利益も、またはそう認識されるものも、危険に晒されることはないだろう。

18.5. 中期的目標を達成するための重要な前提条件は、NPT体制の法的・制度的基盤の強化であり、そのためには、主要締約国がNPTの規則を軽視することによる一層の弱体化の防止、CTBTの批准と発効(兵器数の大幅削減達成という展望が真摯に受け止められるためには、法的・政治的にも、また実際的にも象徴的にも重要)、兵器用核分裂性物質生産を禁止する検証可能なFMCTの交渉、それに続いて、既に貯蔵された当該物質を兵器に転用することを禁止する協定が求められる。またこれらの目標の達成には、今後想定される原子力の平和利用におけるルネッサンスが、原子力安全、核セキュリティ、保障措置の要件を満たす形で展開し、不拡散体制と核軍縮に向けた取組を損なうのではなく、強化するものとなる必要がある。

18.6. 最小化地点における核軍縮目標の達成と、不拡散目標および原子力産業の目標とは、相互に補強しあう関係にある。不拡散体制の強化や、民生用原子力産業の安全管理に対する信頼は、核武装国を核兵器数の大幅削減に積極的にさせるために必要な要素のひとつであり、東アジアや中東における明白な拡散行為は、我々の核軍縮に関する中期的計画の実施に深刻な難題を投げかけるだろう。逆に最小化目標を達成すれば、不拡散への大きな弾みとなり、核武装国が核の危険を削減するため自らの役割を果たす用意があることを示すことで「二重基準」という批判を挫くとともに、核物質、核兵器体制および核兵器の指揮管理に対しより確かな規制が確立されるだろう。

18.7. 同様に、最小化地点を目指し、これを達成することにより、核兵器の危険への不安が軽減し、民生用原子力産業の発展に向け国際協力が進むはずだ。原子力分野が疑いなく平和的なものになれば、それに応じて原子力の恩恵を共有できるようになる。原子炉技術の売り手は、どこかで原子炉の事故、核物質の盗難、拡散事件が起こると、業界全体に悪影響が及ぶことを認識している。原子力業界は、原子炉の新規導入国に対する支援に何時、何処で協力するかを決定するに当たって、不拡散対策が最も手厚く、危険が最も少ない市場を優先するだろう。

18.8. **最小化地点への工程表は？** 以下の議論から明らかなように、米露がその核保有量の大幅削減において重要な進展を維持し、(兵器用核分裂性物質の新規生産と既存の物質による新たな兵器の製造を禁止することにより)それ以外の国での核軍備競争の終了を確実にするためには、複数の段階を伴う極めて複雑なプロセスを経ることとなり、その実現のためのすぐれた技術的・政治的手腕のみならず、地球的規模とより不安定な地域的範囲の双方において、国際的な安全保障環境が対立の少ないより協力的な方向へ進展し続けることが求められるだろう。核軍縮の進展と、より全般的な安全保障の問題・ジレンマの解決の進展とは、切り離せない関係にある。

18.9. 本委員会は、ここに提案した2025年までのすべての中期的目標の達成に向け、その途上での達成基準を含めた工程表を確定できればと考えたが、信用できる工程表を作成することは到底できないということがわかった。とにかく影響を及ぼす変動要因や不確実な要素が多すぎる。だが我々は少なくとも、必要な行動方針を大まかに示し、途中で直面する障害がどれも明らかに克服できないものではないことを明らかにするという点に関しては、十分尽力したのではないかと思う。

核兵器数を削減する

18.10. **定義上の問題** 核兵器数を削減するためのいかなる議論でも、はじめに取り組むべき問題は、実際にどの核兵器を数の計算と検証の対象とするかを定めることだ。核弾頭のみなのか、それとも核弾頭を運搬するミサイルや航空機も含むのか。戦略的核

兵器のみか、準戦略的核兵器(中距離核兵器、戦域核兵器、戦術[戦場用]核兵器)も入るのか。配備された兵器のみ考慮すべきか、貯蔵された配備可能な核兵器も含めるか。解体予定だがまだ解体されておらず、したがって配備可能なものは数に入れるべきか。そして「配備」、「戦略的」などの個々の用語をどう定義すべきか。こうした問題は、関連する政治的問題に取り組もうとする専門家以外の人々を過度に困らせるだけでなく、専門家達の間にも意見の対立と、往々にして混乱を招いている。

18.11. この議論を進める上で何より必要なのは、「種類を問わず核兵器はすべて1発と数える」という計算の単位について一般的合意を取り付けることだ。これまで米露の軍備管理条約は、配備された戦略的核兵器に焦点を置くとともに、運搬システムの数の計算と検証も、少なくとも核弾頭数と同じくらい重視してきた。まだこの種の条約を締結していない——そして、自国の核兵器保有量の内訳に関しおおむね透明性が低い——その他の核武装国については、計算の問題はほとんど生じていない。運搬システムが、引き続き交渉において極めて重要な部分を占めることは確実で、今後も常に類似の条約の対象とする必要があるだろう。米国がテロリストや無法国家に対する兵器として、通常兵器を搭載した長距離精密誘導ミサイルの配備能力を強化しており、さらにはこの配備能力が抑止力や戦略的安定を脅かす新たな潜在的脅威にもなりうることへの中露の懸念を考えるとなおさらだ。加えて、検証可能な解体を通じた運搬システムの削減は、貯蔵された核弾頭をミサイルや戦闘機に再配備する核戦力の再建を不可能にすることで、軍縮を不可逆的なものとするために重要だ。だがさし当たって重要なのは、つまるところ、その運搬システムに搭載される(または搭載可能な)核兵器に特有の、驚異的な破壊能力である。あくまでも目標は、その大きさや設置場所を問わず、最終的に世界から核兵器を一つ残らずなくすことでなければならない。そして「最小化地点」の目標が世界の核兵器を2000発以下とするのであれば、それは核兵器の一部の種類ではなく、すべての核兵器を意味すべきである。

18.12. この文脈にたつと、「戦略的」兵器と「準戦略的」兵器の計算上の区別を止めることが特に重要である。第2章で既に述べたように、START(核弾頭自体の出力より、各種運搬システムの性格と射程距離を重視している)のような条約での正式な定義がどう

あろうと、実際の軍事目的ではそのような区別は極めて不明瞭で、隣り合う国どうしでは、大陸間弾道ミサイルに搭載された弾頭のみを「戦略的」兵器とみなしているわけではない。作戦運用地域における戦闘任務のため設計された「戦術的」または「戦場用」兵器も、人口密集地域で使用すれば大型核兵器や射程距離が長い核兵器にほぼ匹敵する大きな損害をもたらすだろうし、いずれにせよ「戦術的」兵器の使用は、こうした大型核兵器の使用へと拡大する危険を伴う。人道的見地から、両者の区別は実質上無意味である。

18.13. 同様に、基本的な計算において、配備された核兵器、貯蔵している（または予備の）核兵器または解体を待つ核兵器の区別を考慮しないことも重要だ。「配備された」あるいは「実戦用の」、または「実戦配備された」核兵器とは、基本的に——陸海空から発射されるミサイルに装着される核弾頭、重力爆弾として航空機に搭載される核弾頭、または野砲から砲弾として発射できる核弾頭として——戦闘可能態勢にある運搬手段に搭載されているか、あるいは軍の基地に保管され警報時に数時間以内で運搬手段に装着可能なものを指す。「予備の」核兵器とは、製造段階にあるか予備として別の倉庫に保管されているか輸送中のもので、運搬手段への装着には通常もっと長い時間（数日～数週間）がかかる。別の種類の非配備核兵器として、軍備管理条約や国家の判断に基づき「解体を待つ」兵器があるが、これも実際には（いくらか時間はかかるものの）運搬手段に装着することはできよう。後で論じるように、こうした区別は核戦力態勢および警戒態勢の文脈では依然として非常に重要だが、基本的な計算においてはやはり「1発の核爆弾はすべて1発」と数えるべきだ。

18.14. **米露：一層の大幅削減** 「最小化地点」という目標を達成するには、米露が期限である2025年までの間、引き続き大幅削減を行い、その先頭に立つことが欠かせない。世界の核弾頭数を2025年までに計2000発以下にするなら、米露は核兵器数の削減交渉、その交渉に影響を与える可能性が高い他の安全保障上の課題（後述）に関する交渉、および合同軍事作戦などの信頼構築措置に関する交渉を大幅に強化する必要があるだろう。両国は、核弾頭の計算およびその解体に関する協定の交渉をまだ行っていない。このことは、戦略ミサイルの核弾頭に関しては（ミサイル自体が解体されれば）大きな問題ではないが、複合任務爆撃機や短距離ミサイルで運搬できる核弾頭に関しては、

極めて複雑な問題となるおそれがある。本委員会の見解としては、通常戦力として保有される見込みのある航空機・ミサイル・その他の手段による運搬のために設計された核兵器を、適切な検証の下で解体することを優先すべきである。

18.15. 最後の章で述べるように、2009年のSTART後継条約の交渉で両国の配備戦略兵器数を各々1500発まで首尾よく削減できたとしても、それでもまだ——準戦略的兵器、非配備だが予備保管されている兵器、解体を待つ兵器を考慮に入れれば——2025年までにロシア側は約1万3千発、米国側は9400発を廃棄しなければならないだろう。残された期間内にこの数量の破壊または解体を成し遂げるのは、米国が年間約1200発、ロシアが1500～2000発という1990年代の平均解体率を考えると、両国にとって決して不可能ではない。ただしロシアでは、四つある核兵器工場のうち二つが閉鎖中で、現在の解体能力はより低くなっており、操業再開に時間と費用がかかる。これもご多分にもれず、単に政治的意思を奮い起こし、財源を割り当てればよい問題なのだ。「最小化地点」では米露各々で計500発を目標としており、万一解体プロセスが遅れる場合、この上限を超える残りの核兵器すべてを、少なくとも解体を待つ余剰兵器として使用できない状態に移さねばならないだろう(使用できない状態は、検証可能な形で起爆装置を破壊するなどの手段により確立する)。

18.16. この種の物理的・技術的な問題以上に難しくなると思われるのは、今後2025年までに二国間に生じる他の安全保障および政治面の懸念——すなわち、戦術兵器とその他の準戦略兵器の取り扱い、そして他の安全保障上の課題(弾道ミサイル防衛と、両国の間でとくに争点となる通常兵器の問題)——への対処である。米露以外の核武装国で削減を達成しようとする場合(このような削減は間違いなく追及すべきであり、可能であることが実証されることを望むが)、これら他の国々を削減に組み込める時期とその方法、実際に組み込まれた場合に顕著になる不均衡や均衡の問題、そして核兵器数が少なくなった時点での安定性確保に関する一般的問題などの課題が生じるだろう。これら課題のすべてについて、以下で扱っていく。

18.17. **「戦術」兵器とその他の準戦略兵器** これら兵器には、米露両国の関係においては、戦場用核兵器、拡大抑止力として同盟国領土内(ベルギー、ドイツ、イタリア、オランダ、トルコ)に配備されたB61型核爆弾、そして核弾頭装備の対空・対弾道ミサイル(モスクワ周辺のガゼルABMシステムなど)が含まれる。前述のように、こうした実戦配備された核兵器数は、ロシアで2000発以上、米国の場合500発程度と推定される。これらの兵器は、予備保管されている同種の兵器とともに、技術的には2025年よりはるかに早い時期に容易に廃棄できるだろう。しかし、その前提としてロシアおよびNATO内の大幅な政策転換が求められる。特にNATOがトルコから米戦術核を撤去した場合、仮に同地域の戦略的状況が悪化すれば、トルコが国家として核兵器開発を放棄する道を選んだことを見直す方向に圧力が生じるおそれがある。NATO・ロシア間の通常兵器に関する問題の進展や、広くは欧州その他の地域での信頼醸成と安全保障協力により、戦術核兵器の軍縮が大きく促されるだろう。

18.18. **核分裂性物質・核兵器が新たに生産されないことを確保する** 米露は政治的現実として、両国および他国が兵器用核分裂性物質または核兵器を新たに生産しないことに合意しなければ、米露両国が費用を投じ、骨を折って数千発の核弾頭を算定し、廃棄しても、ほとんど無意味だと主張するだろう。ある施設で解体を進めても、別の施設で新たな核兵器が生産されれば何の前進も得られないではないか。同じように、最小化段階の成否は、他のすべての核武装国が核分裂性物質および核兵器の保有量を増やさないよう合意できるかどうかにかかっている。次の二つの措置が求められる。ひとつは、兵器用核分裂性物質の新規生産を禁止する検証可能な条約(第12章で論じたFMCT)であり、もうひとつは、その後の交渉を通じた、兵器中にないすべての核分裂性物質を国際的な保障措置下に置くことへの合意である。後者は、核兵器保有量を増やさないことへの合意を効果的に達成するための手段となるだろう。

18.19. **多国間軍縮** 2025年までに「最小化地点」という目標に到達するには、米露が核兵器保有量を各々500発以下に削減するだけでなく——最低限でも——他の核武装国がいずれも核兵器保有量を増やさないことが求められる。それを超えて、米露以外のすべての核武装国が最小化段階において、多国間軍縮プロセスに貢献し、これら諸国

の保有量を現在の水準に維持するだけでなく、実際に削減できれば何より望ましいし、そうすることが重要だろう。第17章において我々は、そのようなプロセスに向けた下準備のための措置を直ちにとり、すべての核武装国は関連する研究を行い、米露とのそして相互間での戦略対話を推進し、軍縮会議の作業計画の枠内での共同対話を開始するよう提言した。

18.20. とはいえ、兵器の絶対数のみでなくその相対的比率もすべての関係国にとって大きな意味を持つことを考慮すると、競合するすべての利害関係の間で軍縮プロセスの筋書きを定めるのは、間違いなく悪夢のように厄介だろう。すべての核武装国が同一の低い核兵器数(たとえば一律100発など)に削減することに合意するのは、政治的にも戦略的にも実現可能とは思えない。核武装国の一部は、1カ国以上の他の核武装国の抑止に努めるとともに、同盟国の非核兵器国に対し拡大抑止力を提供する義務も負っている。こうした国は、他国より多くの核兵器を保持することを主張する可能性があるが、その主張が(単なる断定や覇権主義的な頑迷さに基づくものではなく)ある程度の合理的根拠を持つものである限り、これが交渉上の克服できない障害となるべきではない。米露に対する中国、中国に対するインドなど、関係国はこれまで大きな戦力不均衡を容認してきた。

18.21. 米国(およびロシア)が総保有量を各々500前後に削減すれば、特に中国が「パリティ(量的対等)を目指し競争する」のではとの指摘もある。だが中国が核保有量を増やさないと確信なしに、米露がこの水準まで削減するとは考えられない。仮に必要な組み合わせの国々が、核兵器数が不均衡でも有効な抑止力を維持できると確信できても、こうした不均衡の継続が関連する政治勢力にとって受け入れ可能となるかどうかという問題が生じるかもしれない。この点に関しては、交渉の重点を絶対数より比率に置くとよいだろう。大国の保有量が数の上で大幅に減少すれば、それに伴い保有量が少ない国の比率が高まると考えられるからだ。

18.22. **少ない核兵器数で安定性を確保する** 兵器数の劇的な削減とともに、他国とのパリティの問題とは別の他の問題が生じる。そして、一つ一つの核弾頭が多様な主体

にとってより大きな意味を持つようになる。これらの主体には、防衛保証の真価を疑う同盟国、その残りの戦力の信頼性の確保を懸念する専門家、攻撃を受けた際の当該戦力の残存性および戦略ミサイル防衛システムに対する当該戦力の確実性を案じる軍関係者などが含まれる。抑止力の信頼性を維持しつつ、各国の核保有量をどこまで削減できるのか。より一般的に言えば、低い核兵器数は本来的に不安定化を招くというのは事実なのか。

18.23. 抑止力の信頼性を維持するために必要な核兵器数は、米露の軍事計画立案者によって大幅に誇張される傾向がある。米国技術評価局(OTA)が1979年に発表した「限定的な」核戦争に関する研究は、ひとつの有力な回答を提示している。この研究では、米ソが精油所のみを標的として、各々わずか10発のミサイル(各ミサイルに搭載された核弾頭数は計80発で、両国の保有量のごく一部に過ぎない)を使用した場合に限定した紛争の影響を詳細に分析した。その結果、両国に甚大な影響が及ぶと結論づけている。米国では500万人以上が死亡し、精油能力の64%が破壊され、経済全体が崩壊し、社会全体が恒久的に取り返しのつかないほど変わり果てるであろうとし、ソ連でも150万人もが死亡し、精油能力の73%が破壊されるだろうとした。以上から、100発に満たない核弾頭数でも、大陸規模の経済に到底容認しがたい水準の損害を十分与えられることが明白であり、——核抑止の最も熱狂的な支持者から見てさえ——100発以上の保有量を維持する必要はないことがわかる。

18.24. もちろん必要な核兵器数の検討に当たっては、それ以外の最悪の事態を想定した要素を考慮に入れねばならない。すなわち、(可能性は小さいかもしれないが)複数の敵対核武装国と同時に対決する可能性といった要素や、第一撃による損失や技術的な故障、そして弾道ミサイル防衛システムの有効性が向上する可能性に対処するためにある程度の余剰を組み込む必要性といった要素である。だが、こうした要素を併せて考えても、数百発の核弾頭を保有する必要性があるとは思えない。ましてや数千発など論外である。これに関しては、米露以外の核武装国はすべて、今に至るまではるかに少ない核弾頭数にある程度甘んじてきており、いずれの国——中国、フランス、イギリス、インド、パキスタン、あるいはイスラエル——も現保有量(最小で100発を大きく下回り、

最大で300発前後)では十分な抑止力にならないのではと懸念していたようには見えない点に留意しておくことは有益である。

18.25. 特に、核兵器数が少ないと保有量が多い国からの第一撃に対して脆弱になるため、紛争時または紛争が生じつつある状況で、少ない核兵器をより早く使おうとする圧力が働くという理由から、少ない核兵器数は本来的に不安定化を招くとする意見もある。だが、少ない核兵器数で得てして潜在的敵対国と不均衡が生じている中で何とかやっている国々の歴史的経験を振り返ると、こうした意見は過度に誇張されたものであるとわかる。その上、こうした議論ではあらゆる面で最悪の事態のシナリオを考えざるを得ないとはいえ、楽観論を抱くに足る理由も十分にある。即ち、軍備管理・信頼醸成措置、および国際安全保障協力をめぐる雰囲気全般の改善といった、大幅に低い水準への削減に必ず付随するような種類の措置自体が、大きな安定化要因になるだろう。

18.26. **費用負担を共有する** 普遍的な不拡散と核武装国による軍縮の機運が今後も高まり続けるとすれば、より長期的には費用面(解体・検証・処分などの費用)の影響が、特に途上国にとって重要な検討事項となるだろう。かかる費用は極めて多額であり、たとえば協調的脅威削減プログラムの今日までの費用は60億ドルを超え、フランスがマルクールおよびピエールラットの核関連施設を解体するのに要する費用は80億ドルを超えるだろう。START I条約およびINF条約に基づく米国の解体費用だけでも、約300億ドルに達している(潜在的にはるかに多額の環境浄化費用は除く)。疑いなく、関係費用の一部は、削減された保有量の維持費節減によって相殺できる——戦略予算評価センターによれば米国の場合、核兵器数を計1000発に削減することで年間200億ドル以上が節減される——が、総じて出費全体が純増するのはほぼ確実である。

18.27. 軍縮・不拡散費用の算出およびその資金調達法に関し、詳細な研究を委託するとよいだろう。国際機関および国際的構想の資金調達のために現在利用できるモデルは、汚染者負担から主権平等まで多岐にわたる。強制負担についても、任意拠出や割り当て分担金、さらには国際的な課税にまで広がる可能性など幅広い方法がある。個々の方式について議論を行うことができる。たとえば一部の社会では、明らかに政府

の規制を越えて外的に決定された課税(国民一人当たり極めて低い税率で)の方が、政府としては不可抗力として責任を転嫁しやすいかもしれない。他方、異議を唱えることが可能な任意拠出の場合、競合する国の優先事項によってあまりに容易に拠出金額が削減されるおそれがある。いずれにせよ、不拡散・軍縮に対するコミットメントの実施が資源集約的になる前に、資金調達方式を選定し確立することが重要だろう。

他の安全保障上の問題: ミサイル、宇宙配備兵器、生物兵器、通常兵器

18.28. 弾道ミサイルとミサイル防衛 中期的に、すべての種類の弾道ミサイルが世界規模で廃絶される見通しはほとんどないように見える。米英露仏は中距離ミサイル保有を取り止めたが、中国、インド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮では、今も中距離ミサイルが戦略的戦力の中心となっている可能性が高い。戦略攻撃力削減をめぐる交渉を妨げないように、戦域弾道ミサイル防衛システムの開発を許容する方法で、対弾道ミサイル(ABM)防衛システムの問題に対処することが極めて重要である。2002年の米国による1972年対弾道ミサイル(ABM)条約(米ソの防衛ミサイル配備基地を各々1箇所に制限)からの脱退の後には比較的低調だった議論が、制限の欠如は全体として不安定化を招く——あるいは、本報告書の文脈との直接の関連では、攻撃システムの一層の削減を阻む——おそれがあるとの懸念から、現在再び勢いを取り戻しつつある。

18.29. 歴史を振り返っても、敵のミサイルに対し大規模なABM防衛システムを構築しようという試みが、そのような挑戦に直面する国が生産する核弾頭数の決定に大きな役割を果たしてきたことは間違いなく事実である。冷戦中は、米ソがABMシステムの配備開始に伴い、ICBMに搭載する戦略核兵器の大規模増産に着手しただけでなく、比較的小規模な核保有国である英仏も、これに続かなければならないと考え潜水艦発射ミサイルの核弾頭数を6倍まで増やした。現状では、ロシアは米国の戦略弾道ミサイル防衛を自国の抑止力を害するものと見なし、米国がその潜在能力を量的・質的にある程度制限することに合意しなければ、ロシアが核兵器の更なる大幅な削減に積極的になることはまずないように思える。そして中国も、米国が中国の核保有量のかなりの部分を無力化し

うる防衛システムの開発・配備を中止しなければ、核兵器の削減を積極的に行うことはないということは既に明白である。

18.30. 各国が弾道ミサイル防衛システムを保有する他国に対し核兵器を発射する能力の必要性を感じなくなる程の戦略的関係の抜本的变化——こうした変化が我々の中期的枠組みの中で達成可能とは確信できないが——がない限り、状況打開のための唯一の道は、短期的には、相互に関心のある分野で防衛システムの研究・開発および共同運用の可能性について協力を進める一方で、多国間による核兵器削減を推進するために戦略弾道ミサイル防衛に対する厳しい制限を受け入れることであるように思われる。一方、長期的には、もし核兵器のない世界を実現できるならば、ミサイル防衛は、潜在的な裏切り国に対する保険として安定化のために重要な役割を果たせるだろう。この点に関して米露は、両国政府間で1993～97年に行われた戦略ミサイル防衛システムと戦域ミサイル防衛システムとの間の線引きに関する協議に沿った形で、戦略ミサイル防衛を（戦域ミサイル防衛および拡大防空システムと異なるものとして）定義する技術的パラメータについて合意できるだろう。ミサイル防衛能力を持つ他の国も、同様のコミットメントができるだろう。

18.31. **宇宙配備兵器** 同じ考え方から、ジュネーブ軍縮会議での宇宙空間における軍備競争の防止(PAROS)のための現行の取組、およびウィーンに本拠を置く国連宇宙空間平和利用委員会の作業も、それらが成功すれば、より少ない核保有量に起因する脆弱性、特に宇宙にある指揮統制情報に関する資産を標的とする軍事活動や、宇宙配備ABMシステムに対する脆弱性に関する懸念を払拭するのに寄与するだろう。本委員会は、軍縮会議の作業計画におけるこの要素を強く支持し、近い将来この点につき実質的な進展がなされるよう願っている。

18.32. **生物兵器** 生物兵器は、現時点で大きな脅威ではなく、核軍縮交渉を著しく複雑にする要因ではないが、将来的にはより大きな問題になるかもしれない。1972年に作成された生物兵器禁止条約の強化を目指す取組は、2001年に主に効果的な検証制度の構築を巡り失敗に終わり、それ以降は有効な公衆衛生対策の確立に多くの努力が注

がれている。極めて小規模な室内実験が可能であることを考えると、この種の兵器に対する効果的な検証制度の構築は——化学兵器や核兵器とは異なり——非常に大きな困難を伴うが、この問題を再び取り上げる必要がある。

18.33. 検証に関し考えられる打開策として、ひとつには国連によるイラク査察の成果が示唆するように、条約違反が疑われる施設に対するチャレンジ査察(抜き打ち査察)、生物兵器の大量生産に必要な機器・技術の輸出の監視、密かに行われる生物兵器開発や秘密の開発・生産施設からの漏出事故に関連する可能性がある異常疾患の発生の現地調査、抜き打ちではない申告された施設への明確化のための訪問(本質的には定期的なものでも任意的でも、無作為でも選択的でもよい)などが挙げられる。とりわけ、生物兵器・化学兵器の標的にされる可能性をひときわ懸念し、今でも核兵器がこうした兵器に対し何らかの抑止効果を持ちうると信じる傾向にある国々の不安を解消するため、化学兵器禁止条約と同様、生物兵器禁止条約の普遍化を積極的に追求し続けることが重要だ。

18.34. **通常兵器** 我々は本報告書のこれまでの部分で、核兵器がない、または大幅に削減された世界では、既に大きい米国の通常軍事力の優位性が大幅に強まるだろうという懸念を、中露および他の国々が表明し始めていることに触れた。皮肉なことに、これが米国の核軍縮への真摯なコミットメントを促す要因となっている一方、米国以外の国に真の警戒心を引き起こしている。更なる皮肉として度々言及されるのは、冷戦中はソ連の通常軍事力の優位性に対する欧州の恐怖が西側の核軍備の大きな理由だったが、今はロシアが欧米の通常軍事力に不安を抱いているということだ。

18.35. 従って今まさに、欧州通常戦力(CFE)条約で扱われた問題の一部を再検討する時期が到来したように思われる。冷戦最後の数年間に交渉が行われ、1990年に採択されたこの条約は、欧州(大西洋からウラル山脈まで)の主な種類の通常兵器の保有数について包括的な上限を定め、それを超える兵器の廃棄を義務付けるものだった。確かに、根底にある安全保障のジレンマを解決し、核兵器以外の軍事力においてより大きな均衡(これに関しては、質的面の検討が量的面の検討と同様に重要となろう)をある程

度生み出すためのより包括的な取組を行わなければ、米露中が核兵器を大幅に最小化（廃絶は言うに及ばず）することに合意することができないことは確かである。南アジアや中東という地域的文脈でも、同様の検討が重要であろう。

18.36. 露中がとりわけ懸念するのは、武装解除の攻撃力を有するとの疑いのある精密誘導型通常兵器を用いた米国の戦略システム（弾道・巡航ミサイル）の拡大だ。この懸念については、この種の兵器を制限するSTART条約の交渉で扱うとともに、個別の新しい条約や信頼構築措置を通じて対処すべきである。こうした文脈では、軍備を制限する措置のみに重点を置くより、紛争防止・解決に向けたより協調的なアプローチを推進する方が、おそらく一層生産的だろう。

他の安全保障上の問題（ミサイル、宇宙配備兵器、生物兵器、通常兵器）に関する勧告

61. 対弾道ミサイル（ABM）システムの問題については、戦域弾道ミサイル防衛システムの開発の更なる推進を許容し、相互に関心がある分野での共同運用の可能性も含める一方で、戦略弾道ミサイル防衛には厳しい制限を設定することを目的に、再考すべき。核兵器のない世界では、戦略ミサイル防衛は、潜在的な裏切り国に対する保険として安定化のために重要な役割を果たせるが、現時点では、二国間・多国間の軍縮交渉の大きな障害となっている点を認識すべき。[18.28–30; 2.30–34, 17.18も参照]
62. ミサイルの拡散を防止するための国際的取組は継続すべきだが、INF条約の現締約国は、同条約の多国間化が引き続き実現できないことを条約から脱退することの口実に利用してはならない。[2.35–37]
63. 宇宙空間における軍備競争の防止（PAROS）のためのジュネーブ軍縮会議での現行の取組と、ウィーンに本拠を置く国連宇宙空間平和利用委員会の作業を、強く支持すべき。[18.31]
64. 生物兵器禁止条約および化学兵器禁止条約の普遍化を促進し、実行可能な条約検証制度の構築（それが困難ではあっても）を含め、生物兵器による攻撃の可能性に対しより効果的な防衛手段を開発するための強固な取組を継続すべき。[17.29;

18.32–33]

65. 核武装国間で見られる質・量双方の面での通常兵器の不均衡の問題、特に米国の通常兵器の相対的規模については、将来的に二国間・多国間における核軍縮交渉の大きな妨げとならないよう、欧州通常戦力(CFE)条約で扱われている事項の再考も含め、真剣に対処する必要がある。こうした文脈では、軍備を制限する措置のみに重点を置くより、紛争防止・解決に向けたより協調的なアプローチを推進する方が、おそらく一層生産的だろう。[18.34–36]

核政策と核戦力態勢: 変更を確かなものにする

18.37. 第17章で述べた通り、たとえ米国側からのみであっても、核政策に関し早期に重要な措置をとり、「唯一の目的」または「先制不使用」宣言を行って国防・安全保障体制における核兵器の役割を目に見えるように低減することは極めて有益だろう。このような宣言が2012年までに出不される限り——そして現在の立場の大きな違いを考えると、何らかの共通の立場を早急に打ち出せるとは到底思えない——、この種の宣言を行うこと、特に強固な「先制不使用」という政策への合意を取り付けることが、中期的に重要な課題となるだろう。

18.38. 同様に、もしこのような核政策の変更には信憑性を持たせたいなら、そのような宣言に先立ち、あるいは宣言と同時に、戦力態勢——核兵器の配備場所と運用に関する物理的段取り——を変更しなければならず、その変更は宣言に全面的に合致するものでなければならない。最終章で述べるように、何より重要なのは、核戦力をその基本的役割が潜在的な攻撃ではなく報復にあることが明白となるような方法で配備し、かつ他国からそのように配備しているとみなされることだ。これはすなわち、本質的には、それ自体が先制攻撃の重大な脅威を構成するとはみなされないが、武装解除型先制攻撃に明らかに耐えて残存する兵器システムを保持する(これにより、核兵器を「使用するか、失うか」という誘因を軽減すること、核兵器の大半を予備として保管し、運搬システムと切り離す(核兵器の組み立て・実戦配備にかなりの準備時間を要するようにすること、配備された核兵器の発射を決定するための時間を全般的に最大限長くすることを意味

する。これに関しても、2012年までに実施されなかった変更——最も急務である発射決定時間の変更を含め——の達成が、2025年に向けた(できれば更に早期に達成できればよいのだが)中期的課題となるだろう。

核不拡散・核軍縮の政策課題におけるその他の要素

18.39. 我々が短期的目標に定めた他の変更点のうちいくつか(特に以下に参照項目付きで列挙したものは、現実的には、最初の期間の2012年までに達成できないかもしれない。多くの分野で軍縮・不拡散への機運を生み出し持続させる必要があるが、そのためには、前述のような未達成の課題を中期的枠組みの中でできる限り早急に完遂しなければならない。中期的にさらに重要な課題は、以下に触れ第20章で詳述するように、核廃絶への最後の一步に伴って必要となる包括的な法制度に対する支持の促進と確立である。

18.40. 核兵器国がこれらのいかなる分野においても容易に立場を翻すことができないよう、実質的な制約を定めるのも重要である。最小化段階の達成は、一定の範囲で核軍縮プロセスにおける歯止めとして機能し、更なる前進を可能にする一方で後退を防ぐようになるはずである。以下に挙げる課題——そのすべてについて、本報告書の他の部分(明記された参照先)で詳細に論じている——のうち、達成された前進の不可逆性を確保するための最大の貢献は、おそらく最初のCTBTとFMCTの二つから得られるだろう。

18.41. **包括的核実験禁止条約**(第11章「核実験を禁止する」を参照) 1998年以降、北朝鮮を除くすべての国が実施し守っている非公式な核実験モラトリアムを確実なものとするため、CTBTの早期発効が極めて重要である。また、フランスがムルロア環礁とファンガタウファ環礁の核実験施設を閉鎖したように、すべての関係国が、既存の核実験場を閉鎖する「CTBTプラス」に合意することにより、CTBTの効果を中期的に一層強化することが極めて望ましいだろう。こうした閉鎖は一方的に実施可能ではあるが、合意された検証手続きを伴う共通の公約とすることに価値があるだろう。このような体制があれ

ば、CTBT締約国は新たな核実験場を建設しないことを公約するだろうし、核実験場の建設は宇宙から監視できるため、そのような公約はチャレンジ査察に適しているだろう。

18.42. **核分裂性物質生産禁止条約**(第12章「核分裂性物質の利用を制限する」を参照) 強固な検証規定を備えた、兵器用の高濃縮ウラン・プルトニウムの生産を禁止する条約の交渉と発効は、かねてより軍縮・不拡散双方の政策課題において最も優先順位の高い事項のひとつとみなされてきた。現在、核分裂性物質を十分にまたは過度に保有する核武装国(米露仏英)と、明らかにその保有量を増やしたい核武装国(中国、インド、パキスタン)との間で利害の食い違いがあるため、2009年に開始したジュネーブ軍縮会議での交渉プロセスが急速に進展する可能性は少ないが、できる限り早急に手堅い成果を達成するための集中的な努力を継続しなければならない。

18.43. 現在兵器の中にあるものも含め、既に貯蔵されている核分裂性物質を管理するのは更に解決が難しい問題だろう。法的強制力を持つ制度の確立は、核廃絶の最終段階を待たねばならないかもしれないが、この目標を段階的に前に進めるための方策(核分裂性物質管理構想など)が提案されているが、これらは、最初から平行して議論の対象に含めるべきだ。既に貯蔵されている核分裂性物質はFMCTの対象外とするなら(そうなる可能性は高いが)、最後の廃絶段階の始まりに備え、FMCTの交渉に続き、直ちに核分裂性物質条約(FMT)の交渉を行うべきである。

18.44. **核兵器不拡散条約と国際原子力機関(IAEA)**(第9章「核兵器不拡散条約を強化する」および第10章「NPTの枠外の核不拡散措置を強化する」を参照) NPT体制およびIAEAを強化し、NPT枠外の数々の重要な不拡散措置をも推進するための措置の完遂(短期的に達成できなかったものについて)を、中期的期間の早い段階での優先順位の高い事項としなければならない。

18.45. **核セキュリティ**(第13章「効果的なテロ対策戦略を維持する」を参照) 世界中の危険な核兵器・核物質・核技術の安全確保のため策定された、2005年改正核物質防護条約および協調的脅威削減プログラム・関連プログラムの目標を、できる限り早急に完遂しなければならない(同じく短期的に達成できなかったものについて)。

18.46. **原子力の管理**(第14章「原子力の責任ある管理」および第15章「核燃料サイクルを多国間で管理する」を参照) 民生用原子力の拡大に伴う拡散の危険を軽減することを目的とする、核燃料サイクルの多国間管理、拡散抵抗技術、およびその他の措置の漸進的な達成を、中期的期間を通じて政策立案者の優先順位の高い事項とすべきである。

18.47. **核兵器禁止条約**(第20章「政治的意思を動員し維持する」を参照) 中期的に重要な課題は、核兵器禁止条約——核兵器廃絶への最後の一步に欠かせない包括的で国際的な法制度——の必要性に対する国際的な理解と受容を育み、深め、確立することだろう。既に市民社会団体が相当の努力を払って、核兵器の開発・実験・貯蔵・譲渡・使用・使用の威嚇を禁止するモデル条約を作成しており、この草案は2008年10月、国連の潘基文事務総長により、多国間交渉の基盤となりうる案として加盟国に配布されている。このような条約の詳細な検討作業を、政府の支持を得て今すぐ開始すべきではないとする理由はないが、この条約の影響力は非常に幅広いため、現実的には軍縮プロセスが大幅に進展するまで、正式な交渉案件となる可能性は低いだろう。そのため本委員会は、核兵器禁止条約に対する支持の促進と確立を、短期的目標ではなくむしろ中期的目標と定めている。

第19章. 長期的行動計画：2025年を越えて ——ゼロに向かう

BOX 19-1

長期的行動計画 —2025年を越えて—

- 重大な戦争・侵略の可能性が小さくなり、核兵器の抑止力としての有用性がないと見なされるような、地域的にもまた世界的にも十分に協調的かつ安定的な政治的条件の構築。
- 通常兵器不均衡、ミサイル防衛システムまたはその他の国家もしくは国家間の組織的能力が、本質的に核抑止力の維持を正当化するような不安定要因として見なされない軍事的条件の構築。
- 核兵器禁止のいかなる違反も直ちに探知されることを確信できる検証条件の構築。
- 核兵器の保持、入手または開発の禁止義務に違反したいかなる国も効果的に罰せられることを確保できる国際的な法制度および執行条件の構築。
- 武器開発の目的でウラン濃縮やプルトニウム再処理を悪用することができる国はないという信用を十分に確保できるような燃料サイクル管理条件の構築。
- 核兵器の設計および製造に関する個人の知識が禁止義務に違反して誤用されることはないという信用を確保できるような人的監視体制の構築。

「ゼロ」を定義する:本行動計画における課題の性質

19.1. 長期的行動計画の明白な目標は——受け身の口先だけのものではない、真の情熱と切迫感をもって追求されるべきもの——最小化地点から核兵器がゼロの世界に向かうことでなければならない。しかしこの目標を定義することさえ、一見して思えるほど簡単ではない。真剣に核兵器を廃絶するということは、その時点で存在するすべての

核兵器を解体するだけにはとどまらない。これには、核兵器から除去されたすべての核分裂性物質の計量と国際的な監視、弾頭の破壊と並行した運搬システムの解体、そして兵器用核分裂性物質の生産施設の解体も含まれなければならない。これは、現実の上で、かつての核武装国の指導者が部下に核兵器の再製造を命じた場合に、その指導者は、それには1年以上を要すること、そして他国に探知される危険性が極めて高いことを告げられてしまうことを少なくとも意味するものでなければならないだろう。

19.2. 本委員会が核兵器の完全な廃絶を達成する具体的な目標期限を特定したいと考えていたことは第7章と第18章で説明した。しかし、低い核兵器数からゼロへと移行する最終的な廃絶段階で満たさなければならない条件の性質や複雑性を考慮すると、そのような期限を確実に特定することは不可能だということが分かった。これについては本章でより詳しく述べる。

19.3. 必要であれば、廃絶という課題の重大さと困難さを説明するもうひとつの方法がある。それは、経済学者が「地球公共財」と呼ぶものを受け入れることに対するお馴染みの障壁が、ここでもひとつ残らず当てはまることに気づくことだ。すなわち、主権の維持（拘束力のある国際的な規則に服することや、自国の協定遵守への監視を受け入れることに対する各国の消極的な態度）、異なる嗜好（世界的な問題の具体的な解決法について、各国の戦略的・経済的・政治的な利害関係が異なっているという事実）、「ただ乗り」問題（他者が解決策を提供するまで待つてそれを享受したいというすべての当事国の胸算用）、「弱い輪」（訳注：鎖の強さは最も弱い輪によって決まるという諺から）の問題（効果的な解決策は、すべての国が共通のアプローチに完全に従ったときにのみ適用できる）、そして「総和」の制約（世界的な問題の成功裏の解決は、文字通り個々の参加者全員の個別の取組の総計である）である。

19.4. とは言うものの、これらの問題のうち克服できないものはひとつもなく、また真の協調性が高まった地政学的環境の下では、これらがすべてより対処しやすくなる。こうした政治的・軍事的に安定した世界を構築し維持することを根本的な目標とすべきである。

最小化から廃絶へ移行するための一般的条件

19.5. 非常に重要な課題は、各核武装国が、自国の安全保障、評判、そのまたは他の国益を脅かされることなく、他国と共に最後の核兵器を放棄できると確信できるようにすることだ。最終段階を入念に計画することは実に困難となり、そのような先の時点でどのような要素が関わってくるのかを正確に予測することは不可能である。しかし、我々が提言しているとおり、すべての異なる不確定要素や筋書についての非常に詳細な検討を今開始することが早すぎるというわけではなく、以下に述べるように、どのような基本的な体系的条件が満たされなければならないのかについて、現時点で一般的に説明することは当然可能である。本章の後半では、我々が現在判断できる範囲で、それぞれの核武装国の決定に最も大きな影響を与える可能性が高いと思われる要因をより具体的に取り上げる。

19.6. **地政学的条件** 最も基本的に必要とされるのは、重大な戦争・侵略の可能性が小さくなり、核兵器の抑止力としての有用性がないと見なされるような、地域的にもまた世界的にも十分に協調的な政治的条件を構築することである。核武装国とその近隣諸国の間での政治・安全保障関係が協調的かつ安定的で、すべての国が、核兵器のみが自国の国家存立に対する脅威を抑止しうると感じないようにしなければならない。また、真に軍事的な観点からは、通常戦力不均衡、ミサイル防衛システムまたはその他の国家もしくは国家間の組織的な軍事力が、本質的に核抑止力の維持を正当化するような不安定要因、または脅威の要因として見られないようにしなければならない。

19.7. これは実際には、核武装国とその同盟国が関わるすべての未解決の領土紛争や重大な紛争を引き起こしうる他の事案が解決されるか、あるいは少なくとも、そのような状況下にあるすべての当事国が現状に十分満足し、大規模な戦力を使用する動機をまったく持たないようにならないことを意味する。このような世界的状況が数十年のうちに達成できるという考え方は、一部の人が思っているほど非現実的ではない。冷戦が終結して以降、激しい重大な紛争の数や戦闘による死者数は、文書で十分に裏付けされた形で顕著に減少（いずれの場合も約80%）しており、解決される既存

の紛争は新たに開始される紛争を著しく上回っている。このような好転の大部分は、簡単にいえば、あらゆる次元での紛争の防止と解決に向けた国際社会の取組に起因するということができ、調停、暫定的な平和維持および紛争後の平和構築のためのより専門的かつ効果的な措置——国連、地域機関、そして高度の知識を有する新しい市民社会団体を含む他の組織を通じた——が根本的な原因に対処している。いつもうまくいかないことのすべてにとって、現在状況はおおむね正しい方向に進んでおり、かつてないほど益々相互依存が深まっている世界においては、この傾向が本質的に持続不可能であると信じる理由は何もない。

19.8. **検証条件** すべての国が核兵器禁止の義務を遵守し、いかなる違反も直ちに探知されることを確信できる検証措置がない状況では、ゼロへの移行は不可能である。効果的な検証は軍縮のための十分条件ではない。すなわち、完璧な検証体制が実現できたとしても、そのような体制は違反事案に対処する効果的な執行体制による裏付けが必要で、これについては以下により詳しく述べる。しかし、効果的な検証は軍縮のための必要条件である。検証のための技術や手段は向上し続けるが、これは必要とされる信用の度合いを実現するためには必須である。核兵器のない世界を達成するためには、国際的な制度や監視を強化し、すべての核武装国が先例のない検証措置の対象となることに合意する必要がある。

19.9. しかし、軍縮に対する信用を十分に正当化する体制の構築は、あらゆることを完全に探知できる体制の構築と同じではないことを理解する必要がある。1発または数発の核兵器の製造に必要な核分裂性物質の量は、これまでに生産されてきた核分裂性物質の量に比較すればはるかに少ないため、プルトニウムや高濃縮ウランが最後の1キログラムに至るまで計量されることを検証することは到底不可能である。完璧を期するためには、過去の生産記録はあまりに不正確で(前述の「核の考古学」に関する我々の提言に従ったとしても)、計量における固有の不確実性があまりに大きい。ロシアおよび米国では、これらの固有の不確実性を伴う核分裂性物質が、数100発の核兵器の製造に十分な量に達する。他の核武装国における不確実性は、これに比べればずっと小さいが、ゼロよりは大きい。これらをすべて認めるとしても、こうした不確実性は国が核兵器を隠

して違法に保持していたということの意味するものではないという信頼を醸成する方法は確かに存在する。核兵器関連機関の鍵となる人物らに専門家がインタビューすることによって、偽装の可能性を特定するための生産記録に匹敵する貴重な洞察を得ることができるだろう。介入的な査察は不正行為をさらに抑止しうる。また、米国、ロシア、南アフリカおよびイラクにおける検証の経験は、より良い規則と手続きの策定に関する知識を確実に与えてくれる。

19.10. **執行条件** 国際的な法制度の下で、核兵器の保持、入手、または開発の禁止義務に違反したいかなる国も効果的に罰せられること、即ち、事実上いかなる強行突破も制御可能であり、また、制御されることを十分効果的に確保できる執行の仕組みが機能している必要がある。効果的な執行のためにまず求められるのは、各国による義務の違反を抑止し、違反による恩恵を与えないことを可能にしうる処罰を特定し、策定することだ。しかし、これらの処罰は実際に実施される必要があり、これは、国際的に正当性を持つ意思決定の機関および手続きが、脅威を抑え、または絶つのに十分時宜を得た強固な方法で機能することを意味する。過去数十年における核軍縮の議論では、違反が発生した場合には執行措置が執られると単純に考え、この課題を過小評価する見方があまりにも多かった。

19.11. 代替手段(現時点でそのような代替手段は想定しがたい)がない場合には、国連安全保障理事会とより強化されたIAEAが、執行権行使のためのいかなるメカニズムにおいても不可欠な要素となろう。最近のイランと北朝鮮の場合のように、これまでの経験に基づけば、各国が最後の核兵器を放棄する前に、これらの機関をより一層効果的にしなければならないことがわかる。安全保障理事会の機能の改善は、他の課題と同様にこの文脈においても、米国、ロシアおよび中国の間にあるような考えられる利害のより緊密な調整や、主要開発途上国からの代表を含む理事会構成国数の拡大を達成することにかかっている。これはより具体的には、執行に対する5常任理事国の拒否権という現在の障壁(廃絶のプロセスは、この障壁により行き詰まるとの議論がある)を回避することも意味する。当然ながら難題は、これら5カ国に対し、拒否権廃止への拒否権を国連憲章で認められているように発動しないよう説得することだ。我々の提案する最

小化地点への進展を達成するのに必要で、かつその進展により促進される安全保障関係の改善が、集団的な強制措置におけるこうした改善の下地を作る一助となることを望むほかない。

19.12. **燃料サイクル管理条件** ここで必要とされるのは、ウラン濃縮やプルトニウム再処理を武器開発の目的で悪用することができる国はないという信用を十分に確立できるような燃料サイクル管理条件を構築することである。核兵器を完全に廃絶するためには、原子力産業を今とは異なる方法で管理しなければならない。ウラン濃縮と再処理にもともと備わる潜在的な汎用性(原子力および核兵器の双方の用途)は、現行の国際的な保障措置・査察体制の根拠である。しかしこの体制は完璧なものではなく、適時に探知できない形で違法な濃縮(またはプルトニウムの分離)が行われることもありうる。核大国はこうした不備を容認しているが、その理由の一つとして少なくともいえるのは、これら諸国が自国の核兵器を、保障措置制度の限界を悪用しかねない国を抑止するものとして認識していることだ。これら諸国は、その核抑止力を放棄するためには、核兵器禁止に対する不正行為をほぼ不可能にする条件の下でウラン濃縮やプルトニウム再処理が実施されるべきだと主張するだろう。これに関しては、一つには、プルトニウム分離を必要としない新たな処理方法などの拡散抵抗技術を導入することが重要となる。

19.13. すべての国は、濃縮・再処理能力を兵器目的のために悪用できないようにするという目標を共有すべきである。にもかかわらず今日、主要な非核兵器国は、国の濃縮・再処理活動を現行の規則を越えて制限するという提案に抵抗している。これら非核兵器国が抵抗しているのは、これら諸国が核秩序における新たな二重基準とみなすものだ。すなわち、核兵器を保有している国と保有していない国の差別に続き、濃縮や再処理の実施を許される国と許されない国という新たな差別が出てくるのではないかということだ。さらなる二分化への抵抗は、今日の世界において完全に理解できるが、このような抵抗は、世界が核軍縮の目標を達成するためには原子力産業がいかに進化しなければならないかという問題を避けている。核兵器の廃絶は、すべての国に対して核兵器ゼロという単一の基準を設けることになる。ウラン濃縮やプルトニウム再処理に対しても、おそらく、類似の単一基準が必要となろう。保障措置の下で濃縮や再処理を実施する権

利を各国に付与することによって核軍縮を可能にするのに十分な安全保障を生み出せないのであれば、すべての国は何らかの多国間規制に合意しなければならない。核兵器のない世界を実現することの代償のひとつは、すべての国がウラン濃縮やプルトニウム再処理・再利用の必要性を満たすために同じ方法に依存しなければならないということだ。

19.14. 最小化地点に到達するための時宜を得た動きにより、核武装国や非武装国の間で一様に信頼が醸成され、廃絶を可能にするさらなる措置がとられることが望まれる。核燃料サイクルの管理は優先的な課題とならなければならない。その間、核燃料サイクル管理の改革が実現できない範囲において、不拡散の執行に更に重点を置かなければならないであろう。

19.15. **人的管理体制** 各国が最後の核兵器を廃絶するために交渉する場合に最も難しい問題のひとつとなるのが、核兵器の設計・製造方法を知っている個々人が設計・製造を行わないことをいかに確保するかということだ。この知識が禁止義務に違反して誤用されることはないという信用を確保できるような人的監視体制を構築することが必要となる。テロリストの隠れ家やそれに似たようなものはおそらく今後も引き続き存在し、一部の国はおそらく、疑念を生じさせないように主流国の目が届かない十分に離れたところで活動し続けるだろう。核兵器が違法に生産されないという信用を確実にするために、主流国は旧核武装国が既知の核兵器専門家の動向の把握に積極的であるかどうか知りたいと考えるだろう。A・Q・カーンがその知識や技術を拡散したことによって喚起された国際的な警戒感を踏まえれば、誰も核兵器を保有していないはずの世界で、似たような人物によってもたらされる不安は想像に難くない。個人の権利・自由と世界の安全保障の利益の均衡をとることは大きな課題になるだろう。

個々の国が抱く具体的な懸念を克服する

19.16. これらの基本的な体系的条件を越えて、各核武装国は、最後の核兵器を放棄する前に満たされる必要がある、より具体的な条件を特定することが期待される。これも、

核兵器のない世界への早期移行を支持している他のすべての者と同様に、本委員会が直面しなければならない現実のひとつだ。今後15年から20年後に様々な大国が抱くであろう懸念を現時点で厳密に特定することは不可能だが、少なくとも今日の視点から見て、各国にとって最も関連性が高いと思われる検討事項の重要性を少なくともある程度認識することは大切である。

19.17. 現時点ではこれは実に困難なことに思われるが、最小化段階において核兵器保有量が減少し、目立たなくなるにつれ、これら兵器の保持を正当化しようとする圧力が各国政府に益々かかってくるのは必至である。我々の提唱する最小化地点に到達し、将来の展望が持続的に安定するとある程度みられるようになれば、そのような状況下でゼロに向けたさらなる動きへの抵抗を核武装国が正当化できるのは、自国の国家存立に対する真の脅威を確実に特定でき、すべての核兵器が廃絶されればその脅威が強まると合理的に主張できる場合のみとなる。今これらの筋書きを検討し議論し始めることは、時期尚早ではない。

19.18. 米国 米国は今後も当面は、自国または同盟国の存立に対する非核の脅威——少なくとも現在知られている種類のもの——を懸念する必要がないほどの軍事力を持つ大国であり続けるのは確実とみられる。米国は、他のすべての核武装国と同様に、今日の核兵器と機能的に同等の破壊力を持つ新しい非核の脅威が現れないことを確信したいと考えるだろう——そして、現時点ではそこまで警戒する理由はないが、生物兵器にはその可能性があるとする考え方もある。しかし、米国にとって核の廃絶に移行する際の最大の障害は、地政学的・軍事的・技術的なものではなく、内政上のものとなるだろう。ジェノサイド条約についてさえ、その意義について深刻な論争がまったくなかったが、条約批准に必要な上院の67票を得るのに40年を要した。このことから、歴史的にみて、この障害が直ちに克服できるという楽観的な見通しは抱けない。

19.19. ロシア ロシアは現在と同様に将来においても、核兵器を考慮に入れない場合に、自国の軍事力が米国のそれよりも著しく弱いとみなされないということを確認したいと考えるだろう。ロシアは今後も、通常兵器システム・通常戦力、弾道ミサイル防衛技術、

宇宙支援、そして潜在的な攻撃力において米国／NATOが持っていると言われる優位性への懸念を抱き続けるだろう。また、特に将来の中国との関係を警戒する可能性も高い。中国の人口・富・権力——そして軍事力の規模——は増大し続けているが、ロシアの人口では、中国と国境を接する極東地域の人口密集地やその防衛を支援することが十分にできない。そのためロシアの指導者らは、継続的に中露関係が強化できなければ、そうすることの客観的な理屈が何であるにせよ、抑止力としての核兵器に固執するかもしれない。より一般的には、核兵器国という地位に伴う心理的要素がロシア政府にとって特に重要となる可能性が高い。ソビエト連邦は核兵器によって超大国となったが、他の分野においてその地位にしたがって主張できる権利が現在弱まっているなか、ロシアの指導者らは今後も長い間、「我々が核兵器を保有していなかったら、他の大国は我々を大国として扱うだろうか」との疑問を持ち続けるだろう。

19.20. **中国** 中国は現在、国際社会に深く統合され、他の核武装国との関係も改善し、そして、兩岸関係は平和的な発展に重点が置かれている。しかし、このより幅広い統合のプロセスが何らかの形で大きく妨害され、特に台湾が独立を追求・主張し、それが1か国または複数国の核武装国に支持される場合には、中国政府は核抑止力の放棄に非常に消極的となる可能性があるだろう。台湾における不測の事態を別にしても、核武装解除が達成された世界において、中国の一体性や存立が、核兵器であれば確実に防止できるような何らかの脅威に晒される可能性があるとは考えにくい。中国はロシアと同様、米国の非核の軍事力の相対的な規模に懸念を高めており、この点において主要国間で妥当なレベルの均衡が存在することを確信したいと考えるかもしれない。

19.21. **フランス** フランスの核兵器との結びつきには歴史の影響力が強く、そのため、今と同様に20年後も、最後に核兵器の放棄に応じる核武装国のひとつとなる可能性が高い。欧州連合の成立により地政学的な状況は変化しているが、1870年、1914年、1940年に経験した敗北、侵略、そして何百万という人命と国家威信の喪失に関する記憶は、こうした屈辱的な惨状が二度と起こらないことを保証するために保有する核兵器が果たしているとされる役割とともに、今も生き続けている。

19.22. **英国** すべての核武装国のなかで、英国は軍事的にも心理的にも、その核抑止力への執着は最も弱いとみられており、仮に他のすべての国が核兵器の放棄に応じるならば核兵器の保持を正当化しようとしまいだろうという英国の現在の立場が今後も続くことはないということを信じない、または疑う理由は何もない。だからといって、他の核武装国が著しい削減を行った場合に、英国が老朽化したトライデント搭載潜水艦を段階的に廃止し、決して他のものと置き換えないという決断が早期になされるかどうかはまだ分からない。フランスの場合と同様に、ひとつの暗黙の理由として、英国は、——21世紀の世界を反映するために必要な再編の一環として、安全保障理事会でEUのために1議席を求める可能性が益々高まっていく世界において——核兵器を放棄することで、その世界の頂点の席を占めるために残される資格が十分ではなくなるのではないかと懸念しているという可能性が考えられる。

19.23. **インド** インドによる核兵器の獲得においては、国家安全保障だけでなく国家威信の観点が必要な要因を構成してきたと思われ、廃絶の最終段階の取引においてもこれらが同様の要因を構成する可能性がある。インドの極めて強力な通常戦力を考慮すれば、その安全保障の状況においては、一見したところインドが、核兵器廃絶への極めて強い一貫した支持というその原則的な立場に見合った行動をとって、他国がゼロに向かうならば同様の措置をとることができないはずはない。しかし、事態を複雑化する要素は、インドが、国境を越えた略奪を継続する可能性があるテロリストを打ち負かすというパキスタンの軍・諜報機関の決意について疑惑を持ち、そのようにして勃発する通常戦争に備えてパキスタンの関係機関らが非通常兵器を保持している可能性があると考えているかもしれないことだ。

19.24. **パキスタン** パキスタンによる独自の核兵器能力の開発が、三つの通常戦争でインドに敗れたことにより促進されたことは間違いなく、その軍民の指導者らがインドとの通常戦争の危険性が残る——両国がカシミール等の地域における立場や利害の対立を解決しない場合には明らかにそうなる——と感じている限りは、パキスタンは保有する核兵器を手放さないと決意していることが十分にうかがえる。事態をさらに複雑化する要因——少なくともパキスタンが軍政から民政へと段階的に変革している現状におい

て——は、軍がパキスタンの核兵器を実効支配しており、その支配を文民政府に引き渡すことに明らかに消極的であり、こうした兵器の保持を正当化する根本的な理由としてインドの脅威を強調する傾向にあることだ。

19.25. これはすべて、パキスタンが感じている脅威からインドが除外されなければ、この地域でゼロに到達することはできないことを意味しうるものであり、これは、政府転覆の危険性、カシミール地方における低強度紛争の危険性、そしてテロリズムに起因する戦争の危険性の大部分が除去されるべきことを意味する。これによりパキスタン軍は、政治体制におけるその支配的な役割を制限し、また当然ながら、文民による核兵器の管理を認めるよう求められる可能性がある。文民の統治者もパキスタンの核兵器の放棄に消極的である可能性もあるため、パキスタンの核軍縮にとって、軍を文民統治の下に置くこと自体は十分とはいえないが、必要となり得よう。

19.26. **イスラエル** イスラエルにとっては、安全保障こそが、核兵器能力——その保有を宣言していないが——を獲得する圧倒的な論拠となっており、国家威信への考慮は一切なく、イスラエルと永久に平和共存することを近隣諸国が言葉・条約・行動で示せば、中東非大量破壊兵器地帯に参加する用意があるというイスラエルの説明は、文字どおり受け止めることができる。和平プロセスの多難な歴史をふまえれば、難しい問題は、そのような状況をいかに達成するかということのみならず、それが持続可能であるとイスラエルが納得するために何が必要かを考えることだ。時の経過とともに、相互により協調的で信頼しあえる環境が生まれることを望むほかない。当然イスラエルは、すべての近隣諸国が大量破壊兵器やそれを製造する能力を保持していないことを検証するために、極めて強固な措置を求めるだろう。これを実現するためにイスラエルは、IAEAまたは他の国際的な査察団のみに依存することに躊躇し、自ら査察や監視を行うと主張するかもしれない。多くのアラブ諸国とイランが現時点でこれを受け入れるとは考えられない。このことも、この地域でゼロが現実となるためには政治・安全保障関係においていかに大きな変化が必要とされるかを示している。

第20章. 政治的意思を動員し、持続させる

政治的意思の要素: リーダーシップ、知識、戦略、過程

20.1. 国際的な政治的大望から、主要核武装国8カ国で総計2万3000発にもおよぶ核弾頭が保有されている世界から——核武装国の大半が、保有する核兵器の全面的放棄はもちろんのこと、その削減に消極的な中——核兵器ゼロの世界へ移行することは至難の業であり、今後の数十年でこれに匹敵するほどの困難な事業は、これまでに無いほどますます多くのエネルギーを必要とする地球で二酸化炭素排出量の増加を世界全体でゼロにするという取組だけである。両者は共におそろしく困難な課題ではあるが、それぞれが直面している諸問題の大きさにより、その対応を余儀なくされている。

20.2. 明らかに望ましい結果を単に書き連ねるだけでは、核兵器のない世界を達成することも、その達成に向けた長い道のりを踏破していくことも、また、本報告書が示した不拡散、核セキュリティ、原子力の平和利用の継続的發展に関連するその他の目標をすべて達成することも不可能である。このことが特に明白なのは、(NPT締約国の普遍化といった)理想を受け入れさせるための一般的な呼びかけであるが、本報告書で我々が提案しようとしている、焦点が明確で、優先付けされた、報告書の中核を成す実践的な短期的、中期的および長期的行動計画についても当てはまる。関係するすべての意思決定者が必要な政治的意思を動員し、長期的に維持できるかが課題になってくる。この最終章で我々は、こうした課題に効果的に取り組む方途を提案する。

20.3. 政治的意思の欠如を何も起こらないことへのうまい言い訳には決してならない。国内外の区別を問わずほぼすべての政治的文脈において、困難なこと、扱いに注意を要すること、あるいは費用がかかることを行うために必要な意思が、所与のものであることはほぼ皆無に近い。そのような意思は、たいがい、状況や文脈に応じて、骨を折り、苦心しながら形成されなければならない。また、その形成の過程にたいいてい伴う次の四つの要素を反映して、複数の主体が関与することが必要だ。第一の要素はリーダーシップで

ある。他の必要な要件が如何に多く満たされていても、リーダーシップを欠いた場合はほとんど例外なく惰性に支配されることになる。第二の要素は**知識**である。問題に関する情報やその問題に取り組むために必要な関心がない状況では、何も始まらない。すなわちこれは、すべての階層において効果的な教育や唱道が必要なことを意味する。第三の要素は**戦略**である。すなわちこれは、実際に違いをもたらす打開策があるという自信を持つことである。第四の要素は**過程**である。すなわちこれは、関連する戦略を実際に前に進めるために、制度的・組織的手段を備えておくことである。

行動計画に関する勧告：短期的、中期的、長期的期間

66. 2010年のNPT運用検討会議を含む2012年までの期間を対象とする短期的行動計画は、Box17-1で示す課題に焦点を当てるべき。
67. 短期的行動計画の達成度を評価し、更なる前進のための措置を特定する方法として、国連総会が2012年後半に軍縮特別会期を開催する可能性について検討すべき。その開催に関するいかなる決定も2010年半ばまで先送りし、2010年NPT運用検討会議の結果を考慮し、必要な財源や努力を正当化するのに十分な機運があるかを検討できるようにすべき。[17.2-3]
68. 2012年から2025年までの期間を対象とする中期的行動計画では、Box18-1に示す課題へ焦点を当てるべき。
69. 2025年以降を対象とする長期的行動計画では、Box19-1で示す諸条件の構築に焦点を当てるべき。
70. 長期にわたり核軍縮の機運が高まるにつれ、費用負担の割り当ての問題が生じる可能性があることを踏まえ、関心国が、核軍縮・不拡散に伴う費用の算出と、その費用の調達方法の選択肢に関する詳細な研究を委託することは有益だ。[18.26-27]

20.4. **リーダーシップ** 指導者、つまり本当に重要な責任を担う者または者達による真の関与が得られない場合、おそらく、対立、決断力の欠如、完全なる惰性が広がることとなり、良くて物事の進展は障害を伴いなかなかはかどらないであろう。政治の上層

部では、核の問題に関する考えが変わり始めているものの、速さという点で十分ではない。非常に大きな影響を与えた2007年のキッシンジャー、シュルツ、ペリー、ナンによる最初の『ウォール・ストリート・ジャーナル』紙の記事は、その後の2年間に、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、ノルウェー、オーストラリア等の諸国の同等に著名な者達が提示した類似の声明によって引き継がれた。更に大きな影響を与えたのは、世界の安全保障問題の解決に向けて対立的ではない協調的なアプローチをとるという非常に明確な構想を掲げ、また、核軍縮を政策的に優先事項にするとのも非常に具体的な約束を提示した——このことにより2009年ノーベル平和賞を受賞した——バラク・オバマ大統領が選出されたことである。ロシアのメドベージェフ大統領は米露の核軍備削減の早期の進展を支持したが、これはそれに先立つ核軍縮の機運を強化する上で極めて重要だった。また、この課題に改めて対処することに真剣な姿勢を示した指導者の中には、イギリスのブラウン首相や、本委員会を発足し、支援してきたオーストラリアと日本の首相も含まれる。

20.5. しかしながら、進むべき方向の抜本的転換の必要性が世界の政治指導者達の考えに実際に組み込まれるまでには、まだまだ時間を要する。核武装国——およびこれらの国を後ろ盾にする国や、それに倣おうとする国——の政策立案者の心理を支配し、国民の多くに共有されていると思われるのは、核兵器は、おそらく危険で、結局は悔やまれる発明品なのかもしれないが、それでもなお国家の安全保障にとって重要な貢献を果たしているという考えだ。

20.6. 国内政策において、そして国際政策においてでさえも、たいていの場合、本当に重要とされるリーダーシップを特定するために、主要な責任を担う極少数の主体以外が注目を浴びることはない。しかしながら、核の文脈においては、話が若干異なってくる。核兵器のない世界の実現——そして物事が進展する前に後退しないようにすることの保証——に伴う問題は非常に複雑で、様々な次元で多くの異なる主体が関与してくる。そのため、その中の一つの主体が単独でリーダーシップを発揮しても、それ自体が決定的となることはありえない。本当に必要とされるのは、本章の後半で述べる三つの次元、すなわち、トップダウン、ピア・グループ、そしてボトムアップによるリーダーシップである。

最適な推進力は、「主要核武装国」、「軍縮を可能な限り推し進め、集団的な圧力(ピア・プレッシャー)を生み出す同様の志を共有する他の国々のグループ」、そして「継続的に政府の対応を引き出し、その政治的な説明責任を果たさせる効果的な市民運動」が一体となって積極的に動くことにより形成される。これらのそれぞれが不可欠であり、単独では十分ではない。

20.7. **知識** 当然のことながら、政策立案者、政策立案者に最も影響力を持つ報道関係者等の次元で、また政治的意思決定者にその権限を与える一般社会において、核問題——本報告書で我々が示したすべての面での重大性、深刻性そして緊急性——に関する十分な知識や関心があると想定することはできない。

20.8. 一面においては、核問題に直接関係のある専門的知識は不足していない。軍隊、国防機関、兵器に関する研究施設・シンクタンク、さらに一般的な研究機関には、核兵器システムや軍備管理戦略に関する専門家の技能が依然として相当量蓄積されている。しかしながら、こうした専門家や学者の多くが、冷戦時の思考を、核兵器は解決策というより問題を生むという今日の世界が必要とする思考に転換できると判断しているかについては定かではない。また、新たな参入者達が、既存の制度全体を見直す際に直面する巨大な問題に対応可能な技量と思考を兼ね備え、この蓄積された技能を、十分な速さで最新の状態に更新していけるようになるかどうか不明である。さらには、新たな戦略的思考を生むだけでなく、そのような思考を交渉を経た非常に複雑な条約や枠組み、共通理解に変換しなければならない外務省や政府間機関の多くでは、必要な経験や知識が非常に乏しくなりつつあるのだ。

20.9. 後述するように、市民社会の次元では、今後の見通しはもう少し明るい。多くの重要な非政府組織が、長い間社会的に日の目を見なかった時期を経て、核問題に関しようやく声を上げ始めている。しかしながら主要な報道機関は未だに、北朝鮮やイランのような差し迫った難題の場合を除いてほとんど関心を示していない。さらに一般大衆全般においては、若い世代は年配者と比べ情報技術やソーシャル・ネットワーキングにより精通しているものの、気候変動、全般的な環境悪化、資源安全保障、世界疾病、そし

て財政や雇用の安定といった他の公共政策に関する関心事項に比べ、核問題がより多くの注目を集めているかについては定かではない。

20.10. 変化を唱道する者が、なぜ核兵器の廃絶が得策であるのかをメディアや大衆に直接、より効果的に説明できるようにする必要があり、本報告書も部分なりともその必要性に応えられることを望む。しかし、一般大衆の関心を得るには長期的な計画が必要であり、有名新聞紙への署名入り記事を幾つか投稿したり、主要都市で公演やセミナーを開催したりする以上の取組が必要とされる。さらに、伝達媒体を通じた継続的なキャンペーンも必要で、従来の活字や放送による手段を通じたものだけでなく、ウェブログ空間全般や、急速に進化しているソーシャル・ネットワーキング・ツールのような手段を介したものが要求される。そのような媒体として、「フェースブック」、「ツイッター」そして「ユーチューブ」は、現在、欧米で最も知られている具体例だ。こうした媒体を主な情報入手手段としている人々の世界の人口に占める割合は驚くほど高くなりつつある。非政府組織はこうした宣伝活動を実行するための重要な受け皿となる必要があり、効果的に活動できるよう、各国政府や慈善団体が惜しみなく支援することが必要だ。

20.11. この種の知識や関心を構築するための取組を背景とし、またそれを越えて、小・中・高等学校や大学における正規の教育や訓練に新たに力を入れる必要がある。高校の履修課程では、核軍備競争の歴史、核軍備競争がいかなる形でも続いた場合に世界が直面する危険の大きさ、核兵器がいかなる形でも実際に使用された場合に生じる惨事の絶対的な大きさなどを説明する場を設ける必要がある。世界中の学生が広島へ訪れる野外研修旅行は、このメッセージをきちんと伝えるための最もわかりやすい方法であり、日本の支援の下で、1983年以降これまで700名の外交官を広島と長崎に招待している国連軍縮フェロウシップ計画のように、継続的な支援を必要とする。核兵器の実態の生きた証人——広島と長崎の「原爆被爆者」——は、本委員会に悲痛な、そして心を打つ証言を行った。しかし、生存者の平均年齢は現在70歳代半ばであるため、残念ながら今後はこうした体験を他の者が直接共有する機会が大幅に減ってくるだろう。しかし、生存者の話が次世代に語り継がれていくことは可能で、かつそれは必要なことであり、そのために現代の科学技術による教材をすべて活用するべきだ。こうした過去の

苦痛を忘れてしまった者やそれを学ぶ機会が無かった者は、たいてい、同じ苦痛を繰り返すことになるのだ。

20.12. これに関連して、大学や、外交研修機関とその関連機関において、科学的・技術的事項から戦略的・法的事項に至る核関連問題に関するより専門的な教科過程が必要である。本報告書で詳細に示した核不拡散、核軍縮、原子力の平和利用に関する戦略と計画のすべてを達成するのに必要な時間から言うと、今後数十年にわたりあらゆる分野の大勢の専門家達が多忙な状況に陥ることになる。本委員会が核兵器時代を過去の産物にしたいと真剣に望んでいるが、その達成に必要な資源投入の規模と期間の重要性は強調してもしすぎることはない。人的資源に関してはなおさらである。

20.13. **戦略** 政策立案者たちが実際の行動に移る場合、彼らの問題に関する知識やそれに進んで取り組もうする意向には、全体として生産的な打開策があるという明確な判断が伴っていなければならない。核兵器のない世界の実現に関心のある人々のジレンマは、これまで多くの場合、提案された戦略があまりに壮大で信憑性に欠けていたり（例えば、すべての核武装国に、そのすべての核兵器を特定の期日までに放棄させるための交渉を直ちに開始させるなど）、逆にあまりに控えめで、その目標が本当に達成できるという希望を起こさせなかった。最終的な目標が何であるのかという明確なビジョンがなければ、軍備管理における小さな措置は、その一つ一つがいかに価値あるものであっても、方向性、目的、速さの喪失につながる可能性が高く、重要な取組に対する貢献にもなり得るが、同様にその阻害要因にもなり得よう。

20.14. 本委員会の判断として、包括的で大きな一足飛びの進展を通じてではなく、漸進的な措置を進めていく以外に実行可能な選択肢はないと考えている。我々が作成した行動計画において明らかにしようとしたように、本委員会は、最初から非常に明瞭な最終目標をはっきりと示し、最終目標までの道筋（正確には複数の道筋）を、途中の多くの期限や指標を設定しながら、可能な限り詳細に描き出すことが重要だと考えている。包括的核実験禁止条約（CTBT）や兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）のような具体的な要素や、二国間の交渉を通じた核兵器の削減はすべて不可欠ではあるが、

いつか何らかの形で核軍縮につながるといった曖昧な考え以上の何かを伴う必要がある。1995年の核兵器不拡散条約(NPT)の無期限延長の取引の一環としてのCTBT交渉を妥結する合意がそうであったように、過去においては「期限」が物事を進めるのに非常に役立つことがあった。しかし、1988年のラジーヴ・ガンディーの「期限を定めた行動計画」への反応がそうであったように、期日を設定する協議を行っただけで軋轢を生むことが判明したこともある。

20.15. 我々は、このプロセスを最小化段階と廃絶段階に明確に区分することで、こうした困難を首尾良く通り抜ける針路を取ってきたと思う。廃絶段階に関しては、最終目標やそれを達成するために整備すべき条件が非常に明らかである一方で、我々は、最終目標が達成できるかもしれない特定の期日を確実に設定することは現時点では不可能であることがわかった。しかし我々は、最小化段階に関しては、非常に明確で予測可能な短期的目標(2012年まで)と中期的目標(2025年まで)は実現可能であると論じた。つまりこれらは、非常に具体的な「最小化地点」において完結し、この「最小化地点」は、世界中で2000発以下の核兵器数、普遍的に合意された「先制不使用」政策、同政策の信憑性を高める戦力態勢を伴うものとして特徴づけられる。今後の課題は、こうした行動計画を原則として受け入れさせることだ。そのためには、青写真を行動に転換するために必要な制度的手段や実行者という、政治的意思に不可欠な残りの要素を確実に整えることである。

20.16. **プロセス** 不拡散と軍縮の双方の目標を前進させるために利用可能な制度的な仕組みは十分であり、本報告書の多くの部分でそのような仕組みを説明し、その追加的かつ効果的な活用方法を勧告している。例えば次のようなものがある。NPT(核兵器不拡散条約)とCTBT(包括的核実験禁止条約)といった既存の条約と、これらに関連する執行機関であるIAEA(国際原子力機構)とCTBTO(包括的核実験禁止条約機構)。非核兵器地帯とその他の地域的措置。FMCTのような拘束力のある新たな合意を交渉するために活用できるジュネーブ軍縮会議のような条約策定機関。NPT運用検討会議や国連総会といった規範設定のフォーラム。国連安全保障理事会のような正規の執行機関や、国連安全保障理事会決議にしたがって設置された監視制度(例えば同決議

1540)。原子力供給国グループや拡散安全保障イニシアチブのような拘束力の弱い執行体制。

20.17. しかしながら、「伝統的な軍備管理」とでも総称できそうな、こうしたすべての既存の仕組みを越えて、最終的に望まれる核心的な目的である核軍縮に対し確実に関心や精力を集中させる方法が他にないのかという疑問が沸いてくる。多国間制度では、あまりにも長い期間、あまりにも多くの関係国にとって、目的と比べて過程が少なくとも同じくらい重要ではなかったか。これまで述べてきた断片的な措置のすべてに勝るものはないのか。核心となる核軍縮の課題に中核的な支持母体の関与を得るための、新しい、より焦点を絞り込んだ方法を何か見つける必要はないのか。

20.18. ここに代替的、あるいは追加的ともいえるアプローチがある。このアプローチは、多くの支持者を持ち、また、従来軍備管理というより、国際人道法の観点から核軍縮に焦点を当てたものである。そのアプローチの議論するところは、次のとおりである。即ち、核兵器のぞっとするほど残酷で甚大な影響を鑑み、核軍縮は本来人道的になすべき重要課題であるということ、また、ただ一つの最も重要なことが、核兵器が使用されることを防止することであり、その目的を達成するもっとも確かな方法とは核兵器の完全なる廃絶であるということ、そしてそのために現実の上で最も良い方法は、同じ考えを持つ政府や市民社会を等しく奨励しながら、人権に焦点を当てた人道的な取組を通して行われる交渉であるということである。

20.19. 「キャンペーン条約」とも言えそうな、もっとも引用されることの多い見本としての具体例として、1996年の対人地雷全面禁止条約を策定したオタワ・プロセス、そして2008年にクラスター弾に関する条約を提示したオスロ・プロセスがある。また、目下の文脈で最近頻繁に提唱される具体的な手段として包括的な「核兵器禁止条約」がある。この条約や他の類似した条約に関しては、本章の後半で説明する。

鍵となる主体を特定する

20.20. 「トップダウン」の主体 既存の核武装国は、NPTの締約国か否かに拘わらず、必然的に主導的な役割を担う。世界の総保有数に占める割合が非常に大きいという単純な理由から、そもそも米露より重要な核武装国はない。本報告書では既に十分な説明を行ったが、オバマ大統領は、明白に核軍縮全般を再び安全保障理事会などの場での国際的な政策課題に戻しただけでなく、より具体的に2009年にメドベージェフ大統領と共にSTART後継条約交渉に取り組むことで、先導してきた。両国の配備戦略兵器の大幅な削減を伴うSTART後継条約の妥結のみならず、その後により徹底的な戦略対話とそれに伴う貯蔵核兵器の大幅な削減が続くことが不可欠である。また、両国が、戦略的思考における核兵器の重要度を減らすことに積極的に寄与する核政策や戦力配備の方法を示すことも重要である。

20.21. その他の核武装国も、いくつかの貢献を独自に行っている。英国は、最近、核兵器を搭載する潜水艦の数を削減することを決定し、また、ノルウェーと共に実行可能な核軍縮検証方法を開発するために主導的な役割を果たしている。フランスは核兵器実験施設を閉鎖し、核分裂性物質生産施設を兵器目的に使用できないようにして、不可逆性に関して先導している。さらに中国も、消極的安全保証と先制不使用政策を少なくとも常に唱道し、主導する立場を維持している。

20.22. しかし、本家の5核兵器国それぞれとして、特に2025年までの最小化地点の目標として我々が示した課題の達成に必要とされるような多国間軍縮プロセスに積極的に参加することを約束し、そしてNPT未加入の3核武装国をそのテーブルに着かせるために、さらなる取組が必要である。我々は、軍縮会議は、近年のその非生産性を見るに堪えないが、潜在的にはインドやパキスタンも参加でき、イスラエルにも利用できるという観点から、こうした本格的な多国間協議を開始するのに適切な場になり得ると提案している。

20.23. 「ピア・グループ」の主体 核軍縮と核不拡散におけるリーダーシップは、かなりの数の非核兵器国が示す顕著な特徴となっている。これらの非核兵器国には、新アジェ

ンダ連合や7カ国イニシアチブのようなグループの参加国、非核兵器地帯の交渉を行ってきたすべての国、課題の前進を図るために委員会や専門的調査を立ち上げた政府（本報告書を支援する2カ国を含む）などが含まれる。このプロセスをさらに推進するに当たって、集団的な圧力を加え、高い水準を要求するために、志を共有する中核グループの役割が非常に重要になるであろう。

20.24. こうしたグループは、軍縮交渉を進める上でこれまで重要な役割を担っており、特に、近年、地雷禁止条約とクラスター弾に関する条約の策定するために、市民社会の強力なリーダーシップと共に参加し、成功を収めた幅広いキャンペーンにおいて顕著だった。志を共有する中核グループは、献身的な非核兵器国だけでなく、鍵となる進歩的な核武装国も含む国々を代表し、透明性に関する相互の措置、過剰な核分裂性物質の貯蔵の取り扱い方法、先制不使用条約、以下で述べるようなより一般的な核兵器禁止条約の草案といった取決めを交渉するための個別のプロセスを並行して開始することができるだろう。

20.25. 志を共有するグループによる正式な条約交渉という方法には、長所と短所が存在する。長所としては、例えば、過程や結果に対する関与の度合いが高く、その利害関係が深まることや、交渉に消極的な国々によるものと比べて、通常、最低限のレベルでの合意や、内容が希薄な表現が少なくなり、条約の内容がはるかに厳しくなるということ、また、いったん始まると交渉は速く進み、1年または18カ月以内での妥結もあり得ることだ。短所としては、基本的にこうしたグループは、参加国を自ら決定し、そもそも既に核軍縮を押し進めることを決断した国は組み入れるものの、「問題」とされる国は組み入れないということだ（しかしながら、1992年に結局NPTに参加したフランスや中国のように、自ら条約交渉には参加していなかった国々が、後で立場を変えることはまれではないことに留意すべき。）。

20.26. 条約作成の取組においてピア・グループの連帯意識がどんなに有用であれ、利用できるあらゆる場において軍縮の課題を前に進めることにおいて、こうした類の圧力が裏目に出る危険は無いように思える。軍縮の前進に寄与するための一つの方法は、

これらのグループが、不拡散の課題についても同じくらい懸命かつ建設的に取り組むことである。ここにおいても、他の分野と同様に、この二つの目的の避けがたい結びつきがある。核武装国は、核廃絶に移行するにあたって非常に多くのことを差し出すよう求められると思っている。これは強要できるものではなく、核武装国は核軍縮の代償として、安全保障面の改善や、政治的な利益を相当程度求めるであろうし、あるいは、さもなければ生じるかもしれない危険の緩和を少なくとも求めるであろう。核武装国が、核軍縮に向けて政策転換するにあたって要求するであろう最も明確な見返りとは、今後、核の拡散が起こらない、あるいは確実に阻止されるという確たる保証であろう。核廃絶を単なるうたい文句に終わらさず、現実的なものとするためには、主要非核兵器国が、核武装国の責任を単に強調するだけではなく、核武装国と積極的に協力してこのプロセスを推進する環境を作り出すよう努めなければならない。このような非核兵器国には、核兵器を保有していないが、拡大抑止力に依存する国々も含まれる。

20.27. ここで、国際機関における地域的および政治的グループが担うべき新たな役割がある。例えば、非同盟運動には、核兵器を所有しているが、NPTに加入していないインド、パキスタンの2カ国も参加している。主要非同盟国からの両国（そして北朝鮮も同様に）に対する真剣な働きかけは極めて重要であろう。

20.28. 「ボトムアップ」の主体としての市民社会 第二次世界大戦の終結時に政治的核兵器反対運動が初めて起きてから、極めて多様で国際的な市民社会組織の集りが、核軍備競争の終結や核兵器のない世界の再構築のために努力してきている。こうした主体には、女性団体、科学者、エンジニア、医師、住民組織、労働組合、市議会、市長、文筆家、芸術家、音楽家、俳優などが含まれ、これらが、民衆のデモ、国内的・国際的なキャンペーン、テレビのドキュメンタリー、教育の推進、交渉プロセスへの参加、モデル条約草案の作成、検証の科学的実験など、非常に幅広い種類の活動に着手してきている。そのような唱道グループの中で現在最も重要なのは、パグウォッシュ会議（1995年ノーベル平和賞受賞）、核脅威イニシアチブ（そしてその関連の核セキュリティ・プロジェクト）、グローバル・ゼロ（Global Zero）、中堅国家構想（Middle Powers Initiative）、そして6条フォーラム（Article VI Forum）（グローバル・セキュリティ研究所（Global Security

Institute)により設立)、核の惨禍の防止に関する国際ルクセンブルク・フォーラムや、その他、核兵器廃絶国際キャンペーン(ICAN)(核戦争防止国際医師会議により設立)、平和市長会議(そしてその広島-長崎議定書の唱道活動)のような数多くの草の根運動を推進する団体である。

20.29. これらの活動家による唱道グループに加え、専門家によるシンクタンク、研究機関や多くの学者が(本委員会と連携しているすべての協賛研究機関やコンサルタントも含め)独自にこれらの課題に取り組んでいる。そして専門性、知見、熱意が合わさったすばらしい蓄積があり、それを活用できるのであり、実際に必要な議論を活性化し、実践的な成果を推進するために非常に役立つものとして利用できるように思える。また、世界中の政府高官と民間の専門家との間には、出版物発行の過程や、国際会議、公式の交渉や条約の見直しへの参加を通して、多くの交流が存在する。また多くの国では、政府の役人が市民団体の出身であったり、退職後に市民団体に参加したり、また、過去10年の地雷やクラスター弾に関する重要なものを含めた特定の軍縮キャンペーンを背景とし、一部の非政府団体と政府との間で非常に密接な協力関係が発展してきている。

20.30. 本委員会では、市民社会の主な役割は、問題に関する情報を広く世間に提供し、その問題に取り組むよう政府への働きかけを継続し、そして軍縮の課題を進める方法に関して政策立案者に創造的で建設的な意見を提示することであると考える。我々は、市民社会の強みについてだけでなく、その限界についても現実的に考えている。つまり、一部には核軍縮がこれまで市民社会を動員する主題には決してならなかった核武装国(フランスやイスラエル)があり、また他には体制上そうした政治的圧力にあまり敏感ではない核武装国(その筆頭として北朝鮮は言うまでもなく中国やロシア、そして恐らくパキスタンなど)もあるということだ。市民社会にとって一般的に最も効果的な戦略は、おそらく、地雷禁止に関するオタワ条約キャンペーンやクラスター弾禁止に関するオスロ条約キャンペーンがまさにそうであったように(相対的により扱う範囲が狭く、容易な内容ではあったが)、志を共有する政府——可能であれば核武装国を含む——と提携し、一体化した取り組みから真の相乗効果を引き出すよう努めることである。

キャンペーンの焦点を明らかにする:核兵器禁止条約

20.31. すでに述べたように、本質的に伝統的な軍備管理の類で、我々が本報告書で示した短期的、中期的、長期的行動計画において取りまとめた数多くの多種多様な戦略のみに焦点を当てるよりも、国際人道法を重視する特定の「キャンペーン条約」の推進に重点を置いた取組の方が、核軍縮の目標をより推進できるのではないだろうかという疑問が生じる。問題は、他の詳細な戦略や勧告をすべてあきらめるのかということではなく、これらをこの種の特定のキャンペーンを推進することによって補完すべきかということだ。このようなキャンペーンでは、オタワの地雷キャンペーンやオスロのクラスター弾キャンペーンの例のように、鍵となる主体は志を共有する政府と市民社会組織の組み合わせであろう。

20.32. このような役割の最も重要な候補となるのが包括的な「核兵器禁止条約」であり、これについては既にモデル条約案があり、第10章と第18章で簡単に触れている。その他、候補となる手段としては、「核不使用」条約や「先制不使用」条約、そして核兵器禁止のための詳細な条約ではなく「枠組み」条約がある。これらの選択肢については、これらすべての土台となる人道法モデルの一部を簡単に説明した後に、取り上げる。

20.33. **人道的モデル** 核兵器の利用・誤用の脅威に対する懸念は、国際人道法の歴史を通して形作られた。そして、条約法の大部分が、通常兵器と大量破壊兵器の双方を管理・禁止するために整備された。近年これを強化したのが、国家それ自体ではなく人類を安全保障上の関心の第一の対象とする人間の安全保障の概念の今日における確立であり、この概念は、一般的に人間一人一人と人権の保護を重視している。過去数十年間における二つの画期的な世界的軍備管理協定、すなわち化学兵器禁止条約と生物兵器禁止条約は、1925年のジュネーブ議定書(化学兵器や生物兵器などの使用禁止を定めた)という国際人道法にその起源を持つ。人道主義に重点を置く取組の最新の例には、技術的な軍縮管理の分野と人道・開発の分野の双方における取組をうまく統合した1997年の地雷禁止条約や2008年のクラスター弾に関する条約がある。

20.34. 対人地雷禁止条約はその作成に多くの期間を要した。また、その間、政府、非政府組織、シンクタンク、大学、軍隊、国際組織が、問題を明らかにし、解決策を模索するために長期間の調査を実施し、ともすれば対人地雷の禁止に消極的な政府をして、地雷の限られた軍事的有用性について一般的な共通認識に至らしめる最も影響力のある調査結果を提示した。対人地雷禁止条約は、1981年の特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)を地雷の問題に適用したと見られる主要締約国に対する不満から生まれた。CCWは別名、非人道的兵器条約としても知られる。このような不満から、1996年10月にオタワにおいて、政府、国際的組織、非政府組織から成るグループが集結し、精力的に尽力する個人や当局者が核となる小規模な集団による取組を開始し、その後より幅広い諸国との交渉を開始するまで発展した。また、非政府組織は、傘下グループとして地雷禁止国際キャンペーン(ICBL)を結成し、共同で効果的な活動を行った。

20.35. その取組は、合意した時間枠の下での厳しい日程の中で進められた。さらなる会合が1997年を通して、ウィーン、ボン、ブリュッセルで行われ、最終的に同年9月、オスロにて条約案を採択するに至った。同案は、対人地雷を全面的に禁止し、貯蔵地雷の破壊と紛争地帯からの埋設地雷の除去を定めた。現在、対人地雷禁止条約には156カ国が締結しているが、主要国(米国、ロシア、中国、インド、パキスタン)が未だに締結しておらず、これらの国全体で数百万発もの対人地雷の貯蔵がある。しかし、かつての地雷生産国の多くが正式に条約を批准し、他の国々も広くその規定を受け入れているため、対人地雷の生産・売却・使用は激減している。

20.36. クラスタ弾に関する条約も同様に、国連を基盤とする作業を通じてこれらの非人道的兵器の禁止を交渉する取組に対する不満から生まれた。ノルウェー政府は2007年2月にオスロにて会合を開催して交渉が始まり、その後、リマ、ウィーン、ウェリントン、ダブリンで会合を重ね、2008年12月にオスロで調印式が行われた。政府、NGO団体、シンクタンク、軍隊、国際組織は、ここでもまた調査を実施し、問題点を明らかにするとともに解決策も考案した。この作業には、人道的アプローチの下で、中核となる国、国際組織、非政府組織(非政府組織は、非政府組織の結束と影響力を最大化するために、傘下グループとしてクラスタ爆弾連合を結成した)から成るグループが参加した。この

条約は、100カ国による署名と22カ国による批准を得ているものの、米国、ロシア、中国、インド、パキスタン、ブラジルなどの、クラスター弾を生産するいくつかの主要国は未だに署名していない。

20.37. 核兵器に関連する人道的な取組のこれまでの主な成果は、世界保健機構(WHO)総会の主導に基づき国連総会が要求した、核兵器による威嚇またはその使用の合法性に関する1996年国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見である。14名の判事は、核兵器に関する現在の条約法、慣習法、国家実行を検討し、軍事兵器による威嚇またはその使用は「国際法の原則および規則…と両立すべきである」という点で一致した。また、彼らは、「あらゆる面で」核軍縮を達成しなくてはならないという国際義務が存在するとの結論を全員一致で支持し、その見解はNPT第6条を強く補強した。しかしながら、国際人道法に実際に違反するかどうかという核心部分に関しては、国際司法裁判所長の決定投票の結果としてようやく、「核兵器の威嚇または使用は、武力紛争に適用される国際法の規則、特に人道法の原則と規則に一般的には反するだろう」という判断がなされた。そしてこの主文はさらに続いて、国際司法裁判所として、このような判断が国家の存続自体が問題となるような自衛の状況を含むすべての状況についても当てはまると断定することはできないとした。このため、この勧告的意見は、核兵器に反対する者と賛同する者の双方によって、それぞれの立場を支持するために引用されてきた。

20.38. **核兵器禁止条約** もともと国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見に応える形で、核軍縮専門家からの多くの意見を取り入れて、法律家、科学者、医師の国際的な非政府組織の共同体により、1997年に起草され、そして2007年に改訂された非常に包括的な条約草案が、コスタリカとマレーシアの主導により国連総会で配られるなど、広く配布され、世界中の市民社会組織や多くの非核兵器国から多大な支持を得ている。

20.39. モデル核兵器禁止条約(NWC)は、核兵器の開発、実験、製造、貯蔵、移譲、使用、使用の威嚇を禁じる。核兵器を保有する国は15年の期間(最適期間)をかけて、段階的に核兵器を廃棄するよう求められる。これには、核兵器の警戒態勢の解除、配備核兵器の撤去、核兵器の解体、すべての核分裂性物質の国際管理下への配置が含ま

れる。また、この条約は、兵器に使用可能な核分裂性物質の生産を禁止し、運搬手段を破壊あるいは核兵器として使用できない形に転換することを求める。また情報収集のため、情報共有と守秘義務の措置を伴う国際監視制度が設立される。検証には、とりわけ国家からの申告および報告、通常査察およびチャレンジ査察、現地および遠隔測定型感知器、衛星画像、環境サンプリング、情報共有が含まれる。このモデル条約は、前文を伴う伝統的な構造で、締約国の義務、核物質・手段・禁止活動の定義、精巧に設定された運用と期限の諸段階、締約国による意思決定手続や事務局を含む運用のための機関に関する条項を含む。

20.40. このモデル核兵器禁止条約は、専門的に作成され、良く考えられた文書であり、その国連の支援国によって「こうした条約を調査し、作成し、交渉し、完成させるための有用な材料」とうまく描写されている。第18章で述べた通り、こうした類の包括的な法的体制は、核廃絶に向けた最後の措置に伴う必要があり、また、このような体制に対する支持は段階的に確立されることが重要だ。さらに、このモデル条約に盛り込まれた構想を更に洗練し発展させ、その規定を可能な限り実行可能で現実的なものとし、それに対する支持を形成するための作業を今から開始することが早すぎるということはない。その目的は、2012年から2025年までの中期的枠組みにおいて真の機運が得られた時に、多国間軍縮交渉に報告され、その交渉を導くことができるような十分に完成した草案を作成することである。これに伴い、関心国政府は、適切な財源を提供し、核兵器禁止条約のさらなる発展を支援するよう勧告する。

20.41. しかしながら本委員会は、核兵器禁止条約が、オタワ・プロセスやオスロ・プロセスにならって、「キャンペーン条約」として直ちに有用性を持つことができるかどうか疑問に思う。もっとも難しいのは、同条約が対象とする諸課題が——現存のすべての核武装国はもちろん、その他の国々にとっても——非常に複雑かつ対立的で、既に述べた他の手段が特徴として持ち、かつこれら手段を実際に有効なものとしてきた、政府からの幅広い即時の支援を集めることは困難であるという点だ。ここで、克服する必要がある数ある条文上の問題から一例を挙げることにする。この条約では、NPT核兵器国とNPTの枠外の核武装国(後者について条文では「核兵器能力国」として記述)を区別し、

前者にはすべての核兵器を条約の発効後15年以内に破壊することを認めているのに対し、後者には5年以内に廃棄することを求めている。これでは、この条約が、核軍縮に取り組むべきNPT枠外の現存の核武装国から多くの支持を集めることができる解決策にはならないだろう。

20.42. 「**枠組み**」条約 基本的には前述の手段を改善するものであるが、もう一つの方法として、その対象範囲は包括的ではないが、法的拘束力を持つ核兵器の廃絶への公約を盛り込む条約案の交渉がある。この条約案では、交渉のための定期的な協議を通して、詳細な内容が提示されることとなっており、そのような協議において、指標を設定し、次なる措置が交渉され、それらが基本的な「枠組み」である条約本体に添付される議定書または附属書に盛り込まれる。この方法の利点は、次なる措置が単に関係国の誠意や好ましい情勢に委ねられることはないといった、実際に目に見える枠組みがあるという点だ。つまり、時間の経過と共に新しい要素を取り込む交渉を行う公約や、そのための仕組みがあるということだ。この方法の欠点は、このような枠組み条約を締結した国がすべて同時にその議定書に参加するわけではないが、交渉には関与するため、物事の進展を遅らせたり、措置の内容を骨抜きにしたりすることもできるということである。

20.43. 2005年NPT運用検討会議においては、多数の国が、核兵器の完全な廃絶のためのある種の核兵器条約あるいは条約の枠組みの作成につながる交渉の開始を求める作業文書を配布した。同作業文書は、一部のNPT核兵器国とその同盟国が支持する段階的なアプローチと、非同盟運動諸国が支持するより包括的なアプローチを組み合わせた交渉型式を提示した。これは軍縮の包括的な枠組みの中での軍縮措置の達成を盛り込んだため、マレーシアは「包括的かつ段階的アプローチ」と呼んだ。短・中期の時間枠で合意が達成できる分野での軍縮措置については、こうしたアプローチにより、その完遂が促進されるであろうし、より複雑な手順を必要とするより困難な課題は、解決のために引き続き交渉が行われ、次なる措置によって克服されるであろう。

20.44. 枠組み条約は、他の文脈でも採用され、様々な成果を生んできた。気候変動条約や非人道的兵器条約も枠組み条約の具体例であり、そこでは、問題に取り組むこと

が公約され、指標の段階的な設定に関する交渉のための定期協議の開催が合意され、次なる措置は条約本体への議定書あるいは附属書として交渉される。本委員会は、このようなアプローチは、我々がすでに支持することを示唆している、モデル核兵器禁止条約の更なる発展という文脈において、慎重に検討されることが適切であろうと考える。

20.45. 「核兵器使用禁止」条約 より簡単で明快な方法は、核兵器による威嚇あるいはその使用を、誰によるものでも誰に対しても全面的に禁止する内容をその主文に盛り込んだ条約案を作成することであろう。こうした条約の構想は新しいものではなく、最初に提示されたのは核兵器の使用が「人類および文明に対する犯罪」であると宣言した決議1653を国連総会が採択した1961年まで遡る。その後、この構想はあらゆる形で繰り返し提案されており、つい最近では、2009年2月のミュンヘン安全保障会議でのインド国家安全保障問題担当のM.K.ナーラーヤン補佐官によるものがあるが、留意すべきは、彼の提案は1988年にインドのラジーヴ・ガンディー首相が提案した行動計画の枠組みに照らして見られるべきという点だ。「使用禁止」の目標を推進するもう一つの手段は、国際刑事裁判所ローマ規程において、核兵器による威嚇あるいはその使用が起訴できる犯罪として定義されることであるだろう。

20.46. 1996年の国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見の中で同裁判所を二分したのは、実際の攻撃やあるいは差し迫った攻撃の可能性に対し、(無差別破壊、民間人を標的にすること、不必要で加重な苦しみに関して、人道法の観点からの検討が当然ながら引き続き妥当であるということを念頭におきつつ)自衛の手段として核兵器を使用しても良いか、あるいは使用すべきかどうかという問題で、これは、強固な核兵器使用禁止条約に関する議論では大概避けられ、「キャンペーン条約」の起草過程においも直ちに合意することが難しい問題だ。本委員会の見解では、実際に役立つより直近の考察として、こうした条約案は、世界の市民社会組織の勢力を盛り返す契機として活用できるとみることができ一方、十分に多くの政府によって真剣に受け止められず、我々が段階的行動計画の中で唱道する軍縮に向けた現実の進展をいかなる形であっても促進するものではないと考えている。

20.47. 「先制不使用」条約 さらに考えられるもう一つの方法は、核武装国に対して、いかなる状況においても核兵器を最初に使用しないことを法的拘束力のある形で約束することを求める条約案を作成することであろう。関係国すべてからこうした確かな公約を得るという目標は、本委員会が強く支持してきたものであり、第17章でのこの問題の議論において、我々は中期目標としてこれを支持してきており、これを条約の形で実現することを追求することも十分に考えられる。しかし、この問題には複雑で微妙な側面を伴い、特にその強制的な実施を確保するためのなんらかの有効な仕組みを特定する場合においてそうであること、さらに、そのような公約を行うことに、現在ほとんどすべての核武装国が抵抗していることを踏まえる必要がある。そうした場合に、先制不使用の「キャンペーン条約」運動を追求して、このような政策課題を今推し進めることで、大きな成果が得られるかは定かではない。さらに、我々が行った調査から明らかなことは、国際的な市民社会組織は、それ自体が核兵器の廃絶を前提としていない条約(たとえ先制不使用が、ゼロへの過程における有効な停泊地として認識できたとしても)をキャンペーンの重要な手段として採用することについては、あまり乗り気にはならないであろう。

機運を持続させる: 継続的な監視体制

20.48. 歴史の教訓は、国際的な主要政策課題をめぐる機運が生まれている時であっても、1990年代初期の核軍縮・不拡散をめぐる状況のように、その機運を持続させることは非常に困難なことを教えている。一委員会として我々は、我々の多くの勧告が、——特に、これらの勧告により組み立てられた短期的、中期的、長期的行動計画が——それ自体としての論理と筋道を持ち続けることを望んでいる。これらに対する認知や理解を最大限に促進するために、我々は、当然のことながら、本委員会が存続する2010年半ばまでは、委員会の報告書や勧告に関する大規模な唱道計画を国際的に実施していく意向であり、また、5月に開催される2010年運用検討会議後に、我々の勧告の達成状況を評価し、将来に向けた更なる報告書を追加的に発表することも検討している。

20.49. しかしここで問題となるのが、鍵となる主体たちが、より長い時間的枠組みを通じて必要な任務を果たし続けることを確実にし、関心や支援の欠如によって目標から重要な政策課題が抜け落ちてしまう危険性を最小限に抑えるための、公式または非公式な制度的手段が何かあるかどうか、ということである。本書が取り上げたほぼすべての課題は、自国と他国の極めて重要な国家安全保障上の利益をそれぞれの国がどのように認識するかという問題に対して重要な意味を持っており、このことを考慮した場合、独立した監察、指標達成の監視、そして創造的な政策推進の仕組みによって達成できることについて、あまりにも多くを期待することは現実的とはいえない。しかし我々は、結局のところ、この種の取組が、非常に場当たりの、焦点が絞られていない既存の監視手段に付加価値をもたらすのではないかと考えている。

20.50. 監視のためのそうした取組の副産物として、我々は、権威のある国際的パネルが、我々が示した行動計画に基づき、核武装国と非核武装国双方の行動を評価する定期的な「評価表」に強い魅力を感じている。そうした評価表は、カナダ政府の後援の下で、カナダの非政府組織のプロジェクト・プロウシェアが率いる民間の専門家集団が毎年発行する非常に実用的な「Space Security Index」に類似したものとなるだろう。このように、政治的にも、安全保障の観点からも非常に慎重な扱いを要する分野において、正式な政府間機関が忍耐力を必要とするそのような報告を行うことを期待するのは、あまり妥当ではないかもしれない。しかし選択肢は他にも存在する。こうした報告書が与える潜在的な影響力は、報告書を発表する組織自体の質と信頼性、そして報告書の結論の土台となる調査・分析の質と信頼性に左右され、恐らく政府から全く独立したものとしてみられる方が良いだろう。

20.51. 我々が考えている組織的なあり方とは、新しい組織を設立し、あるいは複数の既存の組織を選んで、本質的に二つのレベルで機能するものである。専門性の基盤となる下部構造には、核軍縮、核拡散、核セキュリティ、燃料サイクルなどに関連する活動の現状を記録・評価する専属の専門家が従事する。その物理的な所在は問わないが、世界的な研究網と完全に統合し、可能であれば一流の関連研究機関の持つ幅広い国際ネットワークが提供する資源を直接活用できるところに構築される必要があるだろう。

その上部構造には、世界中から選り抜いた著名で老練な人物により構成される運営委員会や諮問委員会が含まれる。これらの人物は、政府全般、科学・産業、防衛・軍備管理、人道関連など分野での経歴を持ち、公開される評価の実施、報告書の発行、唱道キャンペーンの実施、政策構想の提案などに最終責任を負う。

20.52. 専門性の基盤となる下部構造には、本委員会を支援しているすべての研究機関も含め、ここで描いた役割を果たすための専門性を疑いなく持っているシンクタンクや研究機関が既に世界中に多数存在する。しかしここで一つ問題と成り得るのが、こうした機関の大半が、世界的ではなく国家的なアイデンティティーが強いという点である。上部構造には、核の問題という文脈において、考えられる選択肢は非常に多い。その一つとして考えられるのは、本委員会がそうした役割のいくつかを継続的に担うことであろうが、新たな組織を設けたり、あるいは、核拡散脅威イニシアチブ(NTI)(テッド・ターナーとサム・ナンが議長を務め、ほぼ米国を本拠とするが、その活動は世界規模であり、非常に権威のある人物を米国内外から公平に選出した理事会を持つ)、核の惨禍の防止に関する国際ルクセンブルク・フォーラム(主にロシアの主導の下で2007年に設立。NTIほどは、目に見える活動を行っておらず、資源も豊富ではないものの、その監視委員会やより大きな諮問委員会は国際的に著名な専門家や政治家によって構成されている)のような既存の組織の資源を活用するのも好ましいかもしれない。

20.53. 組織をどうするかという問題を解決するために、我々が支持し、今後の検討を勧めたい手法は、新たに「核不拡散・核軍縮のためのグローバル・センター」を設立することだ。同センターは、直接雇用される専門家の数という点では非常に小さいが、世界中の研究者や研究機関と協力し、特に世界中からの見識と影響力のある人物からバランスが取れた形で選ばれた運営委員会を持ち、この委員会が、センターの任務、特に「評価表」の年次報告を監督し、推進する。センターの役割は、異なる多くの国の多くの機関・組織が行う核不拡散・核軍縮問題に関する大量の研究の中心拠点および情報センターとして行動し、志を共有する諸政府と市民社会組織の双方に対して研究と唱道による支援を提供することである。

20.54. 我々が提案する研究、唱道、監視、諮問を組み合わせた役割を遂行する新たなグローバル・センターを設置するにあたり、それを専門的かつ効果的なものにするためには、政府あるいは財団による多大な支援が必要となる。本委員会を主催する政府や、志を共有するその他の政府・財団が、我々の提案するこの種の継続的な取組に貢献することができることを望む。必要な費用は小さいものではない。しかし核時代の幕開け以降、世界が不安や不確実性の中で生きることを強いてきた危険と脅威を絶つために、もし今、断固として、効果的に行動しない場合に人類が被る計り知れない犠牲を考えれば、それは取るに足らないものと感じられるだろう。

政治的意思を動員し、持続させる

71. 政策立案者や彼らに影響力を持つ者に核軍縮・不拡散問題をより効果的に知らしめるために、伝統的・現代的伝達媒体と直接的な唱道の双方を通じたキャンペーンを継続することが必要である。有力な非政府組織がこうした役割を効果的に果たすため、必要な範囲で政府や慈善財団が適切に支援する必要がある。[20.7-10]
72. 小・中・高等学校や大学の場においては、核兵器の歴史、核兵器の配備・拡散の継続に伴う危険や脅威、そして潜在的な打開策に焦点をおく核軍縮や関連する問題についての正規の教育と訓練に新たに大きな力を入れるべき。これに関連して、大学や、外交研修機関とその関連機関において、科学的・技術的事項から戦略的・法的事項に至る核関連の問題に関するより専門的な教科課程が必要である。[20.11-12]
73. 現在配布されているモデル核兵器禁止条約の概念をさらに洗練し、発展させ、その規定を可能な限り実行可能で現実的なものとし、それに対する支持を形成するための作業を直ちに開始すべき。その目的は、多国間軍縮交渉の機運が高まった時に、その交渉に報告され、また、その交渉を導くことができるような十分に完成した草案を作成することである。関心国政府は、適切な財源を提供し、核兵器禁止条約のさらなる発展を支援すべき。[20.38-44]
74. 時間が経過しても政治的意思を持続させられるように、定期的に「評価表」を公表すべき。十分に専門的で幅広い研究による支援を受けた権威のある国際パネルが、本報告書が示す行動計画に基づき、核武装国と非核武装国双方の行動を評価す

る。[20.49–50]

75. 異なる多くの国の多くの機関・組織が行う核不拡散・核軍縮問題に関する研究の中心拠点および情報センターとして行動し、志を共有する諸政府と市民社会団体の双方に対して研究と唱道による支援を提供し、上述の「評価表」の準備を行うため、新しい「核不拡散・核軍縮のためのグローバル・センター」を設立することを検討すべき。[20.53]
76. こうしたセンターは、以下の二つのレベルで機能するよう構成されるよう。
- (a) 研究と唱道に関する常勤の専門家により構成される基盤で、一流の関連研究機関のもつ幅広い国際ネットワークが提供する資源を直接活用する。
 - (b) 幅広い経験を持つ世界的に著名な人物から選ばれた運営委員会や諮問委員会により形成される上部構造。センターによる報告書、政策構想およびキャンペーンに対して適宜承認を与える。[20.51–54]